

八千代市地域防災計画（素案）

【風水害編】

令和 年 月

八千代市防災会議

[風水害編] 目 次

第1章 総則

第1節 本計画で扱う災害の範囲	1-1
第2節 風水害等の被害	1-2
第1 水害	1-2
第2 土砂災害	1-4
第3 風害	1-5
第4 雪害	1-6

第2章 災害予防計画

第1節 防災体制の整備・強化	2-1
第2節 治水対策の推進	2-1
第1 河川の整備 【都市整備部】	2-1
第2 公共下水道（雨水）の整備 【上下水道局】	2-1
第3 雨水流出抑制施策の推進 【都市整備部 上下水道局】	2-1
第3節 被害の軽減・防止	2-2
第1 水害の軽減・防止	2-2
第2 土砂災害の軽減・防止	2-4
第3 風害の軽減・防止 【総務部 都市整備部 経済環境部】	2-5
第4 雪害の軽減・防止 【都市整備部】	2-7
第5 災害に強いまちづくり	2-8
第4節 都市公共施設の災害対応力の強化	2-9
第1 市の施設	2-9
第2 ライフライン施設	2-9
第3 道路及び鉄道施設の安全化	2-10
第5節 安全避難の環境整備	2-12
第6節 緊急輸送の環境整備	2-12
第7節 救援・救護体制の整備	2-12
第8節 備蓄・物流体制の整備	2-12
第9節 防災基礎体力の向上	2-13
第1 市民・職員の災害時行動力の強化	2-13
第2 地域・事業所における防災体制の強化	2-13
第3 防災訓練 【総務部 各部】	2-13
第4 防災広報の充実 【企画部 総務部】	2-14
第5 調査・研究 【総務部 各部】	2-15
第10節 ボランティア受入れ体制の整備	2-16
第11節 要配慮者の安全確保対策	2-16
第12節 帰宅困難者等対策	2-16

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害警戒期等の初動対応	1
第1 気象情報の収集・伝達 【本部事務局 総務部 消防部】	3-1
第2 異常現象の収集・伝達 【本部事務局 総務部 消防部 各部】	3-3
第3 雨量・水位情報の収集・伝達	3-3
第4 水防警報等の収集・伝達	3-6
第2節 応急活動体制	3-7
第1 警戒配備等	3-7
第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】	3-11
第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】	3-12
第4 現地災害対策本部	3-14
第5 地区連絡所	3-14
第6 県、国等との連携	3-15
第3節 職員の動員・配備及び応援の要請等	3-16
第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】	3-16
第2 応援の要請・受入	3-19
第3 義援金・義援物資の受入れ等	3-19
第4節 情報の収集・伝達	3-20
第5節 災害時の広報	3-20
第6節 消防活動等	3-20
第7節 水防計画	3-21
第1 計画の目的	3-21
第2 水防組織 【本部事務局 各部】	3-21
第3 配備体制 【本部事務局 各部】	3-21
第4 重要水防区域	3-21
第5 水防活動 【本部事務局 各部】	3-22
第6 協力及び応援 【本部事務局】	3-23
第7 県への報告 【本部事務局】	3-23
第8 水防施設及び資機材等	3-24
第8節 土砂災害対策	3-25
第1 雨量の観測・通報	3-25
第2 巡視及び警戒体制 【都市整備部 消防部 各部】	3-25
第3 広報及び避難体制 【本部事務局 企画部 各部】	3-26
第9節 雪害対策	3-27
第1 除雪対策 【都市整備部 消防本部 総務部】	3-27
第2 帰宅困難者対策 【本部事務局 企画部 教育部 各部】	3-28
第10節 警備・交通対策	3-28
第11節 避難対策	3-29
第1 来訪者・入所者等の避難	3-29
第2 避難指示等	3-29
第3 避難の誘導	3-33
第4 避難所の開設・運営及び閉鎖	3-33
第5 広域一時滞在	3-33
第6 広域避難	3-33

第 12 節 応急医療救護	3-34
第 13 節 要配慮者等の安全確保対策	3-34
第 14 節 緊急輸送対策	3-34
第 15 節 ライフライン施設の応急対策	3-35
第 1 水道施設 【上下水道部】	3-35
第 2 下水道施設 【上下水道部】	3-37
第 3 電力施設	3-38
第 4 都市ガス等施設	3-38
第 5 通信施設等	3-38
第 16 節 生活救援対策	3-39
第 17 節 清掃・防疫・保健等	3-39
第 18 節 応急住宅等対策	3-39
第 1 被災宅地応急危険度判定の実施等	3-39
第 2 被災住宅の補修	3-39
第 3 応急仮設住宅の供与等	3-39
第 19 節 応急教育等	3-39
第 20 節 公共施設等の応急対策	3-40
第 1 公共土木施設	3-40
第 2 鉄道施設 【本部事務局 企画部】	3-40
第 3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】	3-41
第 21 節 自衛隊災害派遣要請等の要求	3-43
第 22 節 ボランティア協力計画	3-43
第 23 節 災害救助法の適用	3-43
第 24 節 帰宅困難者等対策	3-43

第 4 章 災害復旧計画

第 1 節 市民生活安定のための緊急措置	4-1
第 2 節 市の復旧・復興のための措置	4-1

第1章 総 則

第1節 本計画で扱う災害の範囲

第2節 風水害等の被害

第1節 本計画で扱う災害の範囲

本計画では、次の災害についての対応を図る。

- (1) 水害、土砂災害
- (2) 風害（竜巻含む）
- (3) その他（雪害等）

第2節 風水害等の被害

- 第1 水害
- 第2 土砂災害
- 第3 風害
- 第4 雪害

第1 水害

1 災害履歴

平成3年から令和3年までの期間で最も被害が大きかった水害は、平成25年の台風第26号で、床上浸水178棟、床下浸水184棟、崖崩れ8箇所が発生している。

月別の災害発生状況を見ると、集中豪雨や台風の季節である7月から10月にかけて頻発している。

水害発生箇所と地形との関係を見ると、本市南部の千葉市との市境付近の花見川右岸の台地間の低地（盛土地・埋谷地）で浸水被害が発生している。この原因は、本市南部の台地部の広範囲の土地利用が住宅地であるため、雨水が表流水として流出する割合が高いこと、また、（北部と比較して）台地間の低地が狭いため、表流水が短時間で低地部に集中しやすいと考えられる。

本市では八千代市公共下水道事業計画に基づき下水道雨水管渠や調整池等の整備を図ってきた結果、雨による浸水被害の発生が減少傾向にあり、平成3年台風第18号（連続雨量210.5mm、最大1時間降水量33.5mm、住家被害285棟）に比べて連続雨量が多い平成13年10月10日の大雨（連続雨量211mm、最大1時間降水量27.5mm、住家被害5棟）や最大1時間降水量が多い平成15年8月5日の大雨（連続雨量62mm、最大1時間降水量41mm、住家被害42棟）では被害が減少している。

しかし、平成25年台風第26号では、公共下水道事業計画の設計（時間雨量50mm）を上回る降雨によって八千代1号幹線沿いに大きな浸水被害が発生したことから、「八千代市大和田地区ほか下水道浸水被害軽減総合計画」（平成28年6月）に基づき整備を行った。

（1）主な水害

ア 平成3年 台風第18号

台風第18号は、平成3年9月15日に沖ノ鳥島の南海上で発生し、発達しながら北西に進み沖縄の南海上で進路を北東にかえ、19日夜には房総半島の沿岸に接近した。また、この台風により本州南岸に停滞していた前線の活動が活発となり、紀伊半島から東海、関東、東北の太平洋側で大雨となった。

本市では、9月18日17時頃から雨が降り始め、1日程度強弱を伴いながら継続した後に、台風の接近とともに雨量がピークに達し、積算雨量は210.5mmを記録した。浸水被害は、時間雨量がピークを迎える時刻前後に多発しており、市内で床上浸水23棟、床下浸水260棟、崖崩れ2箇所、道路冠水29箇所等が発生した。

イ 平成15年 8月5日の大雨

平成15年8月5日は、関東地方の各地で気温が30度前後まで上昇し、表層の大気が暖められた上、前線が南下し南から暖かく湿った空気が流れ込んだため大気が非常に不安定となり、関東地方では夕方から局地的に雷を伴う大雨となった。

この雨により市内では床上浸水9棟、床下浸水33棟の被害が発生した。（8月6日付千葉日報記事による。）

本市では、17時から18時の時間雨量が41mmで、降り始めから降り終わりまでの総雨量の66%がこの1時間に集中していた。このような集中豪雨では、浸水等が雨量のピーク時に多発する被害パターンをとる。

ウ 平成21年 8月10日の大雨

平成21年8月9日に日本の南で発生した台風第9号が、本州の南海上を東進した影響で南から湿った空気が流れ込み、本市では10日の朝と昼に集中豪雨となった。

この大雨で、市内は床上浸水7棟、床下浸水3棟、道路冠水90件等の被害が発生した。

なお、10日の雨量は、7時から9時の2時間で51.5mm、12時から13時の1時間で38mmを記録し、総雨量の72%がこの3時間に集中した。

エ 平成25年 台風第26号

平成25年10月10日にマリアナ諸島付近で発生した台風第26号は、16日明け方に大型で強い勢力で伊豆諸島北部を通過し、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨をもたらした。

本市では、10月15日から16日までにかけて連続雨量306mm、最大1時間降水量58.5mm(正時)の豪雨となり、ともに過去22年間で最大の記録となった。

この大雨で市内では、床上浸水178棟、床下浸水184棟の被害が発生した。

特に公共下水道である八千代1号幹線には、許容量を超える雨水が流入し、溢水が発生した。これに高台から低地に集まった雨水(内水)が加わり、沿線を中心に住家の浸水被害が集中するとともに、車両、家財が浸水するなどの被害が発生した。

オ 平成28年 8月2日の大雨

平成28年8月1日から3日にかけ日本南に低気圧がありほとんど停滞していた。この低気圧の影響により暖かく湿った空気が流れ込み、また上空約6,000メートルには氷点下6度以下の寒気が入り、大気の状態が非常に不安定となった。さらに、日中の日射による昇温も加わり、広い範囲で積乱雲が発達し、局地的に激しい雨(1時間雨量40.5mm、積算雨量49.5mm)が降った。

この大雨で、市内で床上浸水3棟、床下浸水6棟、道路破損3か所、公共施設被害3か所、停電約1,900世帯の被害が発生した。

(2) 雨量と浸水との関係

雨量と浸水の発生との因果関係を把握するため、時間雨量、連続雨量、浸水被害発生の各指標について、数値解析を行った結果、次のような結論を得ている。なお、頻度は少ないが、次に示すケースよりも少ない雨量でも浸水被害が発生している。

消防本部での観測雨量	浸水被害発生の可能性
・時間雨量35mm以上	左記のいずれかの場合、ほぼ10割の確率で発生
・時間雨量20mm以上かつ連続雨量150mm以上	
・時間雨量30mm以上	左記のいずれかの場合、約6割の確率で発生
・時間雨量20mm以上かつ連続雨量50mm以上	
・時間雨量10mm以上かつ連続雨量150mm以上	

※参考 資料編12-1 風水害・土砂災害履歴(平成3年～令和3年)

2 浸水実績箇所

(1) 八千代1号幹線

八千代1号幹線の下水道整備計画は、5年に1回程度発生する大雨(時間雨量50mm)を想定しているため、計画を超える大雨(時間雨量50mm超)が発生した場合には溢水するおそれがある。

平成25年台風第26号の大雨（正時における最大1時間降水量58.5mm）では八千代1号幹線の溢水と周辺の雨水（内水）により、道路面より最大約1.3m水位が上がり浸水被害が生じた。

そのため、被害の大きかった八千代1号幹線沿いの大和田地区、八千代台北地区及び八千代台東地区を対象に「八千代市大和田地区ほか下水道浸水被害軽減総合計画」を策定し、平成25年台風第26号の大雨と同様の降雨があった場合に床上浸水を防止することを目標とした施設を整備した。

3 浸水想定

(1) 利根川下流の氾濫（利根川水系利根川に係る洪水想定）

想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、新川では萱田、桑納川では桑橋付近まで河川沿いの低地が浸水するおそれがある。特に、平戸付近、桑納付近の低地では3m以上5m未満の浸水が発生するおそれがある。

(2) 高崎川（印旛沼流域）の氾濫（利根川水系高崎川に係る洪水想定）

想定最大規模の降雨による印旛沼流域の洪水浸水予想区域によると、神崎川沿いの低地、新川と神崎川の合流部付近や桑納川及び石神川沿いの低地、高野川沿いの低地でそれぞれ0.5m以上3m未満の浸水が発生するおそれがある。

(3) 勝田川（利根川水系印旛放水路（大和田機場～東京湾区間）及び勝田川に係る洪水想定）

想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、勝田川では川沿いの田畠で3m未満の浸水が発生するおそれがある。印旛放水路では、大和田付近、1号幹線沿い、勝田台南三丁目付近の市街地で3m未満の浸水が発生するおそれがある。

(4) 戸神川（利根川水系戸神川に係る洪水想定）

想定最大規模の降雨による洪水浸水予想区域によると、桑納川沿いの田畠で3m未満の浸水が発生するおそれがある。

第2 土砂災害

1 災害履歴

(1) 土砂災害の特徴

本市の土砂災害は、集中豪雨や台風の季節である5月から10月にかけて発生しており、谷底平野と台地との境界の崖（段丘崖）で多く発生している。

(2) 主な土砂災害

ア 平成3年 秋雨前線・台風第21号

日本付近に秋雨前線が停滞しており、関東地方では10月6日頃から断続的に雨が降り続いていた。

そこへ南海上をゆっくり北上した台風第21号が秋雨前線を刺激したことで、10月11日8時頃から降雨が強くなり、また、10月13日12時頃まで雨は強まったり弱まったりしながら降り続き、市内で6棟の床下浸水、8箇所の道路冠水、23箇所の崖崩れが発生した。

特徴として、断続的に約6日間降り続いた雨で地盤が緩み、そこへ降雨のピークを迎えたことで、市内各所で崖崩れが多発したと考えられる。

イ 平成25年 台風第26号

平成25年10月10日にマリアナ諸島付近で発生した台風第26号は、16日明け方に大型で強

い勢力で伊豆諸島北部を通過し、東日本、北日本の太平洋側を中心に大雨をもたらした。

本市では、10月15日から16日までにかけて連続雨量306mm、最大1時間降水量58.5mm（正時）の豪雨となり、この豪雨で崖崩れが8件発生した。

ウ 平成26年 6月6日の集中豪雨

平成26年6月6日頃から東日本の上空に大陸からの寒気が流れ込み、その影響で偏西風が大きく蛇行し、本州東側に壁を作る形となった。それ以前から太平洋側を東進していた低気圧が、蛇行した偏西風にブロックされたため関東付近に長く停滞して前線を形成し、その前線に向けて南東から暖かく湿った空気が流れ込み、断続的に激しい雨が降った。

本市では、6月6日から8日までにかけて連続雨量182.5mm、最大1時間降水量21mmの豪雨となり、この豪雨で道路損壊2件、崖崩れが1件、河川の斜面崩れ2件等が発生した。

エ 平成29年 台風第21号

平成29年10月16日にカロリン諸島付近で発生した台風第21号は、22日夜遅くには東海道沖を北北東に進んだ後、23日03時頃に超大型の強い勢力で静岡県に上陸した。平成3年以降で初めて「超大型」の状態で静岡県に上陸し、神奈川県や東京都を通過し、23日に茨城県日立市沖に抜けた。西日本を中心に暴風が吹き荒れ、西日本から東北地方まで大雨となった。

本市では、10月21日から23日までにかけて連続雨量149.5mm、最大1時間降水量16.0mmの豪雨となり、この豪雨で崖崩れが1件、倒木1か所、麦丸7号線通行止め、支柱倒壊2か所が発生した。

オ 令和元年 10月25日の大雨

令和元年10月19日にマーシャル諸島付近で発生した台風第21号は、24日に小笠原諸島の父島などに最接近した。日本に上陸はしなかったが、この台風から暖かく湿った空気が流れ込んで大気の状態が不安定となり、関東地方と東北地方の太平洋側で大雨になった。特に千葉県と福島県で記録的な大雨となった。

本市では、10月25日から26日までにかけて連続雨量184.5mm、最大1時間降水量38.0mmの豪雨となり、この豪雨で崖崩れが1件、公共施設被害14か所、麦丸7号線等7か所通行止め、床下浸水5件が発生した。

※参考 資料編12-1 風水害・土砂災害履歴（平成3年～令和5年）

2 危険区域他

市内には、土砂災害防止対策の推進に関する法律により、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）が69か所指定されている。さらに、そのうち58か所は建築構造が規制される土砂災害特別警戒区域に指定されている。これらの土砂災害警戒区域は、低地と台地の境界線の段丘崖に分布しており、特に、新川の西側と、桑納川の北側に多く分布する。

また、これらの土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）のうち21か所は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律による急傾斜地崩壊危険区域に指定されているほか、1か所が地すべり防止法による地すべり防止区域に指定され、それらの区域では対策工事や保全措置がとられている。

第3 風害

本市では、平成3年から令和3年にかけて26回の強風被害が記録されており、そのうち7月～10月に発生しているものの多くは台風に起因する。

平成30年9月21日にマリアナ諸島付近で発生した台風第24号は、25日には猛烈な勢力に発達し、30日20時頃に中心気圧960hPa・最大風速40m/sの大型で強い勢力で和歌山県田辺市付近に上

陸した。南西諸島や静岡県、南関東など東日本の太平洋側を中心に記録的な暴風となり、全国 55 地点で最大瞬間風速が観測史上最大を記録した。本市では、9月 29 日に積算雨量 67mm、最大 1 時間降水量 17.5mm、瞬間最大風速 42.6m/s を記録し、市内各所で倒木や農作物被害、停電等が発生した。また、台風通過後に塩害による被害として、電線からの火花現象が発生した。

令和元年 9月 5日に南鳥島近海で発生した台風第 15 号は、徐々に発達し、9月 8 日 21 時には中心気圧 955hPa・最大風速 45m/s の非常に強い勢力となった。台風はこの勢力を保ったまま三浦半島に接近、東京湾に抜けて北東に進み、9日 5 時前には千葉県千葉市付近に上陸した。関東地方に上陸したものとしては観測史上最強クラスの勢力であり、千葉県を中心に甚大な被害を出した。その後、茨城県水戸市付近で海上に出た台風は、福島県や宮城県を暴風・強風域に巻き込みながら東進した。本市では、9月 9 日に積算雨量 56.5mm、最大 1 時間降水量 17.5mm、瞬間最大風速 40.1m/s を記録し、市内で 44 か所の倒木や約 13 億円の農作物被害、約 12,600 件の停電等が発生した。

台風以外では、4月及び9月頃に最大風速が観測されており、過去には、平成 11 年 5 月 27 日及び平成 12 年 6 月 9 日に強風による被害が発生している。

いずれも寒冷前線の通過に伴って強風が発生しており、平成 11 年 5 月 27 日は南南西の風が、平成 12 年 6 月 9 日は南南西から南西の強い風が観測されている。

第4 雪害

平成 26 年 2 月 8 日から 9 日にかけて、低気圧の接近と上空の寒気の影響により、関東甲信越地方を中心に大雪となった。この大雪の影響で県内北西部を中心に停電が発生したほか、鉄道の運休、高速道路の通行止めなど交通機関にも大きな影響が生じた。千葉市中央区では最深積雪 33cm を観測し、1966 年の統計開始以来の最深積雪値となった。

本市では、市内を走る電車の運転見合わせにより、帰宅困難者が発生するなど、市民生活に影響が生じた。また、市内の最大瞬間風速は、2 月 8 日に 19.5m/s、9 日に 22.5m/s を記録し、雪及び風の影響により約 4 千万円の農業被害（ビニールハウス被害）が発生した。

第2章 災害予防計画

- 第1節 防災体制の整備・強化
- 第2節 治水対策の推進
- 第3節 被害の軽減・防止
- 第4節 都市公共施設の災害対応力の強化
- 第5節 安全避難の環境整備
- 第6節 緊急輸送の環境整備
- 第7節 救援・救護体制の整備
- 第8節 備蓄・物流体制の整備
- 第9節 防災基礎体力の向上
- 第10節 ボランティア受入れ体制の整備
- 第11節 要配慮者の安全確保対策
- 第12節 帰宅困難者等対策

第1節 防災体制の整備・強化

震災編・第2章・第1節「防災体制の整備・強化」に準ずる。(震災-2-1~5 参照)

第2節 治水対策の推進

項目	担当部	関係機関
第1 河川の整備	都市整備部	千葉土木事務所, 利根川下流河川事務所
第2 公共下水道（雨水）の整備	上下水道局	—
第3 雨水流出抑制施策等の推進	都市整備部, 上下水道局	千葉土木事務所

第1 河川の整備 【都市整備部】

河川の氾濫による災害を未然に防止するため、一級河川の治水対策を国・県に要請する。

また、市が管理する2つの準用河川の適正な維持管理に努め、準用河川高野川については、溢水を改善させるために準用河川高野川改修事業を進める。

第2 公共下水道（雨水）の整備 【上下水道局】

都市化の進展に伴う雨水流出量の増加や集中豪雨による浸水被害などを防止するため、雨水排水施設の整備を検討し、浸水対策を推進する。

また、下水道法に基づき、管理する排水施設を補完する施設のうち河川等の公共水域から当該排水施設への逆流を防止するために設けた樋門又は樋管（操作を伴うものに限る。）の操作規則を定め、適切に操作する体制を確保する。

第3 雨水流出抑制施策の推進 【都市整備部 上下水道局】

集中豪雨等洪水時の河川・下水道への流出軽減を図るため、開発行為等で雨水の貯留・浸透施設について適正な指導を行い、雨水流出抑制施策を推進する。

特に、公共公益施設への雨水貯留施設や道路・公共駐車場における透水性舗装等の雨水流出抑制施設の設置を推進する。また民間開発事業において、雨水流出抑制施設設置の適正な指導を行う。

第3節 被害の軽減・防止

項目	担当部	関係機関
第1 水害の軽減・防止	総務部、都市整備部、上下水道局、健康福祉部、経済環境部、消防本部	県、千葉土木事務所、印旛利根川水防事務組合
第2 土砂災害の軽減・防止	総務部、都市整備部	千葉土木事務所
第3 風害の軽減・防止	総務部、都市整備部、経済環境部	千葉国道事務所、千葉土木事務所、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)
第4 雪害の軽減・防止	都市整備部	千葉国道事務所、千葉土木事務所、東京電力パワーグリッド(株)、東日本電信電話(株)
第5 災害に強いまちづくり	都市整備部	県

第1 水害の軽減・防止

1 水防体制の強化 【総務部 都市整備部 上下水道局】

印旛利根川水防事務組合（本市を含む8市町が利根川の洪水防御活動を共同で行うために設置した水防機関）との連携により、情報の収集連絡体制等水防体制の強化を図る。

2 浸水予想区域の調査 【総務部 都市整備部 上下水道局】

市は、県と連携して、河川及び内水の氾濫により浸水が予想される区域を調査する。

3 浸水実績箇所へのソフト対策・応急対策 【総務部 都市整備部 上下水道局】

市は、長期間を要する下水道整備等の治水対策が完了するまでの間に発生が予想される集中豪雨による浸水被害を軽減するため、警戒避難体制等のソフト対策や応急対策の推進に努める。

- (1) 内水ハザードマップの作成及び市民への周知
- (2) 浸水実績箇所への注意看板の設置、排水ポンプ等の整備及び適切な維持管理
- (3) 八千代1号幹線の量水標、監視カメラ、水位警報装置、土のうステーション等の整備及び適切な維持管理

4 警戒避難体制の整備 【総務部 都市整備部 上下水道局 健康福祉部】

(1) 警戒避難体制の整備

市は、浸水想定区域ごとに、洪水警報等の伝達方法、避難所、その他市民や要配慮者利用施設の利用者等の避難を円滑に行うための措置を本計画に定める。

※第3章・第4節「情報の収集・伝達」(風水害-3-20参照)、第11節「避難対策」(風水害-3-29

～33 参照)

また、浸水想定区域の住民等へは、洪水時の避難場所、避難行動、事前の備え等を、広報紙、ハザードマップ等で周知しておく。また、八千代市 Web 版防災ハザードマップの周知を推進する。

さらに、浸水想定区域内に次の施設がある場合又は開発される場合には、これらの施設の名称及び所在地を本計画の資料編に記載し、施設の管理者・所有者に必要な対策の実施を促進する。

施設の種類	施設管理者の必要な対策
要配慮者の利用施設で、洪水時に円滑かつ迅速に利用者を避難させる必要があると認められるもの	<p>施設の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑・迅速な避難に必要な訓練等に関する計画の作成及び当該計画で定める避難訓練並びに自衛水防組織の設置に努める。</p> <p>また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。</p>
不特定かつ多数の者が利用する地下施設（「地下街等」という。）で、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時の浸水の防止を図る必要があると認められるもの	<p>地下街等の所有者・管理者は、当該施設の利用者の円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な訓練等に関する計画を作成し、市長への報告及び公表を行う。</p> <p>また、円滑・迅速な避難及び浸水防止に必要な自衛水防組織を設置し、市長に報告する。</p>
大規模な工場等で、市の条例 ^(※) で定める用途及び規模に該当し、洪水時の浸水防止を図る必要があると認められるもの	<p>大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に必要な訓練等に関する計画の作成、当該計画による浸水防止訓練、必要な自衛水防組織の設置に努める。</p> <p>また、当該計画の作成・変更、自衛水防組織の設置を行ったときは、必要事項を市長に報告する。</p>

※水防法施行規則の基準（延べ面積が 1 万 m²以上の大規模な工場、作業場又は倉庫）を参考に、必要に応じて今後制定する。

(2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

市は、浸水想定区域内に立地する要配慮者利用施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。

また、市は避難確保計画の作成等を促進する。避難確保計画の内容は、次のとおりである。

- | | |
|-----------------------------------|---------------|
| ア 防災体制 | イ 避難誘導 |
| ウ 施設の整備 | エ 防災教育及び訓練の実施 |
| オ そのほか利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 | |

(3) 要配慮者利用施設への支援

市は、要配慮者利用施設を本計画に位置付ける場合は、管理者等に対し洪水の危険性や避難確保計画の作成に関する説明を行う。

5 地盤沈下対策 【経済環境部】

地盤沈下は低地化を進行させ、特に河川沿岸等の低地での地盤沈下は、洪水時の浸水等に対していっそうぜい弱となる。

市内の地盤沈下は、工業用、水道用、農業用等の地下水の汲み上げに起因していることが多いため、千葉県環境保全条例による地下水の汲み上げ規制を進めてきた結果、近年は鎮静化している。

今後も、地下水の汲み上げ及びかん水の採取に対する規制、沈下状況の把握、代替水源の導入、水利用の合理化、地下水の管理体制強化等、適切に対策を進めていく。

6 危険物・有毒物等対策 【消防本部】

震災編・第2章・第3節・第7「危険物・有毒物等対策」に準ずる。(震災-2-16~18 参照)

また、風水害の危険性や危険物施設等の実状を考慮し、施設・設備の点検や整備、保安対策の推進を図るものとする。

第2 土砂災害の軽減・防止

1 宅地造成地災害対策 【都市整備部】

宅地造成工事に伴う災害の未然防止を図るため、宅地造成に関する工事を実施しようとする者は、都市計画法・宅地造成等規制法に基づき市の許可を必要とする。

市は、これらの許可に当たっては、災害防止のためによう壁の設置、排水施設の設置等の適切な措置を講ずるよう指導を行い、崖崩れ又は土砂の流出による災害の防止に努める。

また、盛土造成地の位置や規模を示した盛土造成地マップを周知していく。

2 土砂災害対策 【都市整備部 総務部】

崖・よう壁等の急傾斜地については、災害の発生を未然に防止し、また災害が発生した場合における被害を最小限に留めるため、県は市と協議して、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、①要配慮者利用施設に係る危険箇所、②避難所や避難路を有する危険箇所、③崖の状態が悪く緊急性の高い危険箇所について重点的に施設整備等の災害防止工事を施すなどの改善措置をとることとなっている。

市は、規制指導の強化を国や県に要請し、土砂災害警戒区域等の促進を図る。さらに、必要に応じて調査を行うなどして、危険箇所の把握に努める。

また、土砂災害を被るおそれのある場所を本計画に掲載するとともに、広報紙への掲載、ハザードマップ(Web 版防災ハザードマップ含む)やパンフレットの作成・配布、説明会の開催等により周辺住民に対し周知徹底を図り、併せて一般への周知に努める。

3 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の確立 【総務部 健康福祉部 都市整備部】

(1) 警戒避難体制の整備

市内には、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が県により69か所（うち特別警戒区域58か所）指定されている。

これらの土砂災害警戒区域ごとに、防災パトロールの実施、避難情報の伝達・周知手段の確保、

避難施設その他の避難場所及び避難経路等を含めた避難計画の作成など、警戒区域内居住者の安全確保のために必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、要配慮者の円滑な警戒避難に資する土砂災害に関する情報等の伝達方法を定める。

併せて、土砂災害が発生するおそれのある箇所についても、指定区域における対応に準じた警戒避難体制の確立に努める。

また、市は、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報の発表など土砂災害発生の危険が予想されたときは、大雨警報（土砂災害）の危険度分布や土砂災害警戒判定メッシュ情報などの土砂災害発生の切迫性や危険度の推移がわかる補足情報、前兆現象を参考にして、土砂災害発生のおそれがある地域を特定した上で、的確に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保等を発令できるよう、体制の強化を図る。

特に高齢者等避難は要配慮者等が避難を開始するための情報であることから、市は、当該要配慮者の避難に要する時間を的確に把握するよう努める。

市は、これらについて、必要に応じて気象台、県等に助言を求めるものとする。

(2) 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等

市は、土砂災害警戒区域内に立地する要配慮者利用施設について、本計画にその名称及び所在地を定める。

本計画に位置付けられた要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、避難確保計画に基づき避難訓練を実施する。市は避難確保計画の作成等を促進する。避難確保計画の内容は、次のとおりである。

- | | |
|----------------------------------|---------------|
| ア 防災体制 | イ 避難誘導 |
| ウ 施設の整備 | エ 防災教育及び訓練の実施 |
| オ その他利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置 | |

(3) 要配慮者利用施設への支援

市は、要配慮者利用施設を本計画に位置付ける場合は、管理者等に対し土砂災害の危険性や避難確保計画作成に関する説明を行う。

※参考 資料編8-1 土砂災害警戒区域一覧

資料編6-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者関連施設一覧

第3 風害の軽減・防止 【総務部 都市整備部 経済環境部】

1 風害防止対策

(1) 台風・竜巻等に関する知識の普及啓発

市は、県と連携し、市民や事業者等に対して、台風・竜巻等に関する次の情報や防災行動の普及、啓発に努める。

ア 気象情報の確認

気象庁が発表する警報や注意報、気象情報などの防災気象情報については、日頃から、テレビ・ラジオ等で確認するよう周知する。

なお、竜巻などの激しい突風に関する気象情報には、事前に注意を呼び掛ける「予告的な気象情報」と、「雷注意報」、竜巻等の激しい突風が発生しやすい気象状況になった時点の「竜巻注意情報」があり、「予告的な気象情報」と「雷注意報」は各地の気象台から、「竜巻注意情報」

は気象庁から発表される。各気象情報の内容は次のとおりである。

気象情報	内 容
予 告 的 な 気 象 情 報	<p>① 低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、24時間から2～3日程度前に「大雨と雷及び突風に関する○○県気象情報」等の標題で予告的な気象情報が発表される。</p> <p>② 龍巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「龍巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。</p>
雷 注意 報	<p>① 積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に発表される。</p> <p>② 龍巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「龍巻」と明記して特段の注意を呼びかける。</p>
竜巻注意情報	<p>① 気象ドップラーレーダーの観測などから、龍巻などの激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断されたときに発表される。</p> <p>② 雷注意報を補完する気象情報であり、発表から1時間の有効時間を設けている。有効時間の経過後も危険な気象情報が続くと予想した場合には、竜巻注意情報を再度発表する。</p> <p>③ 龍巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる龍巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を発表する。</p>
竜巻発生確度 ナウキャスト	<p>① 気象ドップラーレーダーの観測などをを利用して、龍巻等の激しい突風の可能性のある地域分布図（10km格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。</p> <p>② 平常時を含めて常時10分ごとに発表される。</p> <p>③ 発生確度は「龍巻が現在発生している（又は今にも発生する）可能性の程度」を示すものである。</p>

イ 身を守るための知識

台風などによる気象災害から身を守るためにには、正確な気象情報を収集し、早めに安全な場所に避難すること。

また、避難する時間が少ない竜巻等から身を守るためにには、次のことを心掛け、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めること。

① 竜巻が発生するような発達した積乱雲の近づく兆し

- a 真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる
- b 雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする
- c ヒヤッとした冷たい風が吹き出す
- d 大粒の雨やひょうが降り出す

② 発生時に屋内にいる場合

- a 雨戸・シャッターを閉める
- b 窓を閉める、カーテンを引く、窓から離れる
- c 1階の家の中心に近い、窓のない部屋に移動する
- d 頑丈な机やテーブルの下に入り、両腕で頭と首を守る

③ 発生時に屋外にいる場合

- a 車庫・物置・プレハブを避難場所にしない
- b 橋や陸橋の下に行かない

- c 近くの頑丈な建物に避難する、又は頑丈な構造物の物陰や近くの水路やくぼみに身を伏せ、両腕で頭と首を守る
- d 電柱や太い樹木であっても倒壊することがあり危険であるため近づかない

(2) 電気施設対策

建物に対する風圧力は建築基準法による。

また、送電、配電、通信の各設備に対する風圧荷重は、電気設備技術基準の各該当項目による。

(3) 電話施設対策

水害、風害防止対策に準じて局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として、可搬型無線機を配備している。

(4) 立木・街路樹対策

風害により倒木、幹折れ又は根返りによる住宅等の損壊及び電線の切断等による生活障害の発生予防、並びに道路等の公共施設の正常な機能の維持保全を図るため、街路樹等の適切な管理を行う。

また、同様の観点から個人が所有する立竹木については、危険木とならないよう適切な管理について啓発及び必要な助言を行う。

危険木とは、宅地化された状態の土地その他の空閑地において、適切な管理が行われていない立竹木で次のものをいう。ただし国又は地方公共団体が所有し、又は管理するもの並びに森林法第5条に規定される民有林及びこれらに類するものを除く。

- ア 樹高が概ね10メートル以上かつ1.5メートルの高さにおける幹の直径が20センチメートル以上であって、住宅又は道路等の公共施設から10メートル以内に存する樹木
- イ 1.5メートルの高さにおける幹の直径が10センチメートル以上であって、住宅又は道路等の公共施設から5メートル以内に存する竹
- ウ その他住民の生命及び財産に対して被害の起因となるおそれのある立竹木

(5) 農作物対策

農作物に被害を与える強風には、台風、冬季の季節風、その他局地的な強風などがある。強風は、作物に被害を与えるだけでなく、土壌を乾燥させ風による土壌侵食を生じさせる。そのため、肥えた耕土が吹き飛ばされてやせ地になったり、飛土が作物を埋没させたりすることがある。

風害に対する予防対策としては、防風林の設置を始め、防風垣・防風網の設置、その他応急的な災害対策がある。以上を踏まえ八千代市農業協同組合及び農業共済組合等を通じ、常時指導し、農作物の被害の軽減を図るものとする。

なお、本市には、森林法の規程に基づく防風保安林の指定を受けている地区はないが、市街化調整区域を中心におよそ500ヘクタールの山林が分布している。これらは農耕地、住宅地の防風林として使命を果たすとともに、治水上、営農上も貢献するところが多いので、これらの森林の機能が十分発揮できるよう行政指導に努める。

第4 雪害の軽減・防止 【都市整備部】

(1) 道路対策

本市は年間を通じ降雪量が少なく、積雪による通行の途絶はまれなため、特別の予防施設（凍結予防施設、消融雪施設等）はない。

雪害の軽減防止対策として、他の道路管理者、警察及び八千代市建設連合会等と連携し、大雪を想定した情報連絡体制、除雪路線の優先順位付け、除雪や交通規制等の協力体制等を事前に検

討する。

(2) 電気施設対策

ア 送電設備

経過地の状況に応じた綿密な調査、検討により、着雪量及び脱落条件を想定する。これにより想定される着雪荷重に対して、電線及び支持物の強度を適切に定める。

また、不均一着雪、スリートジャンプ及びギャロッピングによる短地絡事故防止のため、電線配列の適正化や難着雪対策等、必要な措置を講ずる。

イ 配電設備

難着雪対策を施した電線を、全体的に適用している。

(3) 電話施設対策

風害防止対策に準じ、局外設備、局内設備対策を実施するとともに、通信施設途絶時の対策として可搬型無線機を配備している。

第5 災害に強いまちづくり

1 災害に強いまちづくりの推進 【都市整備部】

市は、水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドラインに基づき、災害ハザード情報の充実を図るとともに、地域ごとに災害リスクの可視化や分析による水災害リスクの評価を行い、当該リスクを軽減又は回避する対策を、総合的・多層的に検討する。また、利根川・江戸川流域治水プロジェクトに基づき、ハード・ソフト一体となった事前防災対策を関係機関と連携して推進する。

なお、国の防災基本計画において、「立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進に当たっては、災害リスクを考慮してハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるもの」とされたことから、今後、立地適正化計画の策定についても検討する。

2 災害危険区域の指定

県は、洪水等による危険の著しい区域について災害危険区域の指定を検討し、必要な措置を講ずる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や浸水想定区域等を踏まえて、様々な建築の制限を幅広く検討する。

第4節 都市公共施設の災害対応力の強化

項目	担当部	関係機関
第1 市の施設	都市整備部、財務部、総務部、教育委員会、各部	—
第2 ライフライン施設	上下水道局	千葉国道事務所、千葉土木事務所、ライフライン関係機関
第3 道路及び鉄道施設の安全化	都市整備部	千葉国道事務所、千葉土木事務所、鉄道等関係機関

第1 市の施設

震災編・第2章・第4節・第1「市の施設」に準ずる。(震災-2-19~20 参照)

第2 ライフライン施設

1 上水道施設 【上下水道局】

上水道施設の耐災害性を強化するため老朽化施設の整備・改良を進めるとともに、施設の常時監視・点検を強化して保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限に留める。

特に、水害危険のある施設については、浸水防止設備の整備を進めるとともに、土のうの備蓄、止水板等浸水防止のための備えを行う。

2 下水道施設 【上下水道局】

汚水中継ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、風水害等の災害に耐えられる構造化に努める。

また、管渠の点検を行って現状を把握し、不良部分については清掃、しゅんせつ、補修及び改良に努め、風水害等による機能のマヒを最小限に留める。

特に、水害危険のある施設については、浸水防止設備の整備を進めるとともに、土のうの備蓄、止水板等浸水防止のための備えを行う。

3 電力施設

東京電力パワーグリッド㈱は、風水害に備えて次の対策を推進する。

(1) 基本方針

震災編・第2章・第4節・第2・3「電力施設」に準じる。(震災-2-21~22 参照)

(2) 水害対策

ア 送電設備

① 架空電線路

土砂崩れ、洗掘などが起こるおそれのある箇所のルート変更、よう壁、石積み強化等を実施する。

② 地中電線路

ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化及び防水壁等の組合せを実施する。

ウ 配電設備

浸・冠水のおそれのある供給用変圧器室は、変圧器のかさ上げ等による防水対策を実施する。

エ 通信設備

浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の困難な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

(3) 風害対策

各設備とも、計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに、既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

4 都市ガス等施設

震災編・第2章・第4節・第2・4 「都市ガス等施設」に準ずる。(震災-2-22 参照)

5 通信施設

東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)及び各通信事業会社は、風水害に備えて次の対策を推進する。

(1) 基本方針

非常災害が発生し又は発生のおそれがある場合、特に風水害を中心として、通信の疎通維持、電気通信設備等の防護復旧のため、迅速かつ的確な措置を行えるよう、各設備に予防措置を講じ、万全の体制を整える。

(2) 日常の準備体制

- ア 非常時の回線切替順位
- イ 予備機械（移動電源車、エンジン、移動無線車）
- ウ 災害復旧のための要員計画の編成
- エ 復旧資材の確保及び輸送計画の準備
- オ 主要道路及び河川の事前状況調査
- カ 局舎の防災計画の確立
- キ 停電時の局舎照明方法
- ク その他

第3 道路及び鉄道施設の安全化

1 道路施設 【都市整備部】

(1) 市道の対策

幅員の狭小のものや洪水時に損傷を受ける可能性の高い路線について、区間に応じた必要な整備を順次行い、災害時の避難路及び緊急活動用道路の確保に努める。

また、道路の路面の損傷は、逐次補修し災害の防止に努める。
橋梁は、老朽橋の架替整備、老朽床板の打替、補強等を推進する。

(2) 国道・県道の対策

国道、主要地方道、一般県道については、引き続き点検・補修・安全施設の整備等の防災対策を進めるとともに、水害その他の災害に対して、区間に応じた整備補強を行う。

2 鉄道施設

鉄道施設の耐水性を強化し、被害を最小限に留めるよう、万全の予防措置を講ずる。

(1) 構造物・施設の耐水性の強化

線路構造物、電気及び建築施設を主体に、線区に応じた補強対策を推進する。

(2) 情報連絡設備の整備

各種情報の迅速な徹底を図るため、通信設備の整備、充実を図る。

(3) 復旧体制の整備

災害発生後の早期復旧を期するため、次の体制を整備する。

- ア 復旧要員の動員及び関係機関との協力応援体制
- イ 復旧用資材、機器の配置及び整備
- ウ 防災知識の普及及び教育
- エ 列車及び旅客等の取り扱い方についての事前広報
- オ 消防及び救護体制

第5節 安全避難の環境整備

自然災害に対しては、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則である。

市から避難指示等が発令された場合、各人は速やかにあらかじめ決めておいた避難行動をとる。

また、各人は市からは避難指示等が発令されないことも考慮して、大雨注意報が発表された場合など、リアルタイムで発信される防災気象情報を自ら把握し、早めの措置を講じる。

なお、その他については、震災編・第2章・第5節「安全避難の環境整備」に準ずる。(震災-2-25～33 参照)

第6節 緊急輸送の環境整備

震災編・第2章・第6節「緊急輸送の環境整備」に準ずる。(震災-2-34～36 参照)

第7節 救援・救護体制の整備

震災編・第2章・第7節「救援・救護体制の整備」に準ずる。(震災-2-37～40 参照)

第8節 備蓄・物流体制の整備

震災編・第2章・第8節「備蓄・物流体制の整備」に準ずる。(震災-2-41～44 参照)

第9節 防災基礎体力の向上

項目	担当部	関係機関
第1 市民・職員の災害時行動力の強化	総務部、各部	県、県警察、ライフライン関係機関、事業所、消防団、自主防災組織
第2 地域・事業所における防災体制の強化	総務部、消防本部、各部	自主防災組織、事業所等
第3 防災訓練	総務部、各部	八千代警察署、ライフライン・鉄道等関係機関、消防団、市医師会、事業所等
第4 防災広報の充実	企画部、総務部	—
第5 調査・研究	総務部、各部	—

第1 市民・職員の災害時行動力の強化

震災編・第2章・第9節・第1「市民・職員の災害時行動力の強化」に準ずる。(震災-2-45~47 参照)

第2 地域・事業所における防災体制の強化

震災編・第2章・第9節・第2「地域・事業所における防災体制の強化」に準ずる。(震災-2-47~49 参照)

第3 防災訓練 【総務部 各部】

市及び関係機関は協同して、各種訓練を実施する。

1 水防訓練

市は、水防に関する計画に基づく水防活動の円滑な遂行を図るため、次の方法により水防に関する訓練を実施する。

(1) 実施の時期

洪水が予想される時期前の最も訓練効果のある時期を選び実施する。

(2) 実施地区

河川危険箇所等洪水のおそれのある地区において実施する。

(3) 方法

関係機関は緊密に連絡を取り、必要に応じて他の関連する訓練と併せて実施する。

(4) その他

県水防連絡会にて実施の場合は、参加実施する。

2 土砂災害に関する訓練

土砂災害防止意識の普及、警戒避難・情報伝達体制の整備等を推進するため、国が土砂災害の防止・被害軽減を目的に定めた「土砂災害防止月間（6月）」に合わせ、国・県等と連携した土砂災害に関する訓練を実施する。

3 避難等救助訓練

市その他関係機関は、関係の計画に基づく避難その他救助の円滑な遂行を図るため、訓練の実施に努める。

また、訓練の実施に当たっては、地域住民の協力を得て、地域の実情に即した訓練計画を策定し実施する。

第4 防災広報の充実 【企画部 総務部】

風水害等による被害を最小限にとどめるためには、住民一人ひとりが風水害等についての正しい知識を持ち、的確な行動がとれるようにすることが必要である。

このため、市及び関係機関は、防災知識の普及と啓発に努める。特に、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への広報に配慮する。

〈広報手段と内容〉

媒体	対象	内容
広報やちよ パンフレット リーフレット ハザードマップ テレビ・ラジオ インターネット SNS (X, LINE) 市ホームページ 防災行政用無線 広報車 講演会、説明会等 学校教育 町会・自治会掲示板、回覧板 等	地域住民 町会・自治会 自主防災組織 児童・生徒 市職員 学生 事業所 ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報や5段階の警戒レベル等の関係性の意味と内容 ・食料、飲料水等の備蓄、救急用品等非常持出品の準備 ・避難所での感染症対策として、マスク、消毒液、体温計等の携行 ・要配慮者に特に必要な物資の備蓄 ・「災害・避難カード」を活用した避難路、避難場所、避難方法、避難時の心得 ・避難予定場所と経路 ・自動車へのこまめな満タン給油 ・被災世帯の心得ておくべき事項 ・保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え ・浸水想定区域、土砂災害警戒区域 ・災害予防の概要（建物の風水害等対策等） ・地域防災計画の概要 ・自主防災活動の実施 ・防災訓練の実施 ・台風接近時のマイ・タイムラインの作成 ・応急救護の心得 ・要配慮者について ・風水害に関する一般知識 ・出火の防止及び初期消火の心得

第5 調査・研究 【総務部 各部】

1 関係機関との情報交換

国、都道府県、市区町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関が策定した防災対策に関する計画・情報については、連絡を密にして、それらの情報交換に努める。

2 図書・資料等の収集・整理

防災に関する学術刊行物を始め、その他防災に関する図書・資料等の収集・整理に努める。

3 専門的調査・研究

台風等がもたらす大雨による浸水被害の想定や降雨特性等に関する調査研究の実施を始めとして、著しく変貌する地域の状況や調査技術の進展に合わせて、隨時総合的な防災特性の把握に努める。

また、これらの調査・研究結果や気象情報等の蓄積・活用に努めるとともに、総合的な防災情報処理システムの整備に努める。

第10節 ボランティア受入れ体制の整備

震災編・第2章・第10節「ボランティア受入れ体制の整備」に準ずる。(震災-2-52~53 参照)

第11節 要配慮者の安全確保対策

震災編・第2章・第11節「要配慮者の安全確保対策」に準ずる。(震災-2-54~58 参照)

第12節 帰宅困難者等対策

震災編・第2章・第12節「帰宅困難者等対策」に準ずる。(震災-2-59~61 参照)

第3章 災害応急対策計画

- 第1節 災害警戒期等の初動対応
- 第2節 応急活動体制
- 第3節 職員の動員・配備及び応援の要請等
- 第4節 情報の収集・伝達
- 第5節 災害時の広報
- 第6節 消防活動等
- 第7節 水防計画
- 第8節 土砂災害対策
- 第9節 雪害対策
- 第10節 警備・交通対策
- 第11節 避難対策
- 第12節 応急医療救護
- 第13節 要配慮者等の安全確保対策
- 第14節 緊急輸送対策
- 第15節 ライフライン施設の応急対策
- 第16節 生活救援対策
- 第17節 清掃・防疫・保健等
- 第18節 応急住宅等対策
- 第19節 応急教育等
- 第20節 公共施設等の応急対策
- 第21節 自衛隊災害派遣要請等の要求
- 第22節 ボランティア協力計画
- 第23節 災害救助法の適用
- 第24節 帰宅困難者等対策

第1節 災害警戒期等の初動対応

項目	担当部	関係機関
第1 気象情報の収集・伝達	本部事務局、総務部、消防部	銚子地方気象台、県、千葉土木事務所、消防団
第2 異常現象の収集・伝達	本部事務局、総務部、消防部、各部	銚子地方気象台、葛南地域振興事務所、八千代警察署
第3 雨量・水位情報の収集・伝達	本部事務局、総務部、消防部、都市整備部、上下水道部	水資源機構、八千代警察署、千葉土木事務所
第4 水防警報等の収集・伝達	本部事務局、総務部、消防部、都市整備部、上下水道部	水資源機構、八千代警察署、千葉土木事務所

第1 気象情報の収集・伝達 【本部事務局 総務部 消防部】

1 気象等注意報・警報の受領・伝達

気象、地象に関する注意報・警報等の受領及び伝達は、本部事務局（災害対策本部設置前は、総務部危機管理課が行う。以下同じ。）が担当する。

本部事務局長は、注意報・警報等を受領した場合、必要に応じて本部長（市長）、副本部長（副市長等）、各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。なお、特別警報が発表された場合は、防災行政用無線、防災情報メール等で速やかに住民等へその旨を伝達する。

伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。気象警報等の市民への伝達は、必要に応じ全市域又は局地的に防災行政用無線、防災情報メール、市ホームページ、X, LINE、広報車等により、迅速かつ的確に市民に伝達する。

なお、市域に係る災害関連の注意報・警報等は次のとおりである。

(1) 気象特別警報、警報、注意報等

気象特別警報、警報、注意報等は、銚子地方気象台から発表される。

発表の種類	
気象特別警報	大雨特別警報、暴風特別警報、暴風雪特別警報、大雪特別警報
その他の特別警報	土砂崩れ特別警報
気象警報	暴風警報、暴風雪警報、大雨警報、大雪警報
その他の警報	洪水警報、浸水警報、土砂崩れ警報
気象注意報	風雪注意報、強風注意報、大雨注意報、大雪注意報、濃霧注意報、雷注意報、乾燥注意報、着氷（雪）注意報、霜注意報、低温注意報
その他の注意報	洪水注意報、浸水注意報、土砂崩れ注意報

(注) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。

土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

※参考 資料編14-1 気象警報・注意報発表基準

(2) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等の激しい突風が発生しやすい気象状況になったと判断された場合に天気予報の対象と同じ発表単位（北東部、北西部、南部）で発表される情報。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び、低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキクルで確認する必要がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、対象となる市町村を特定して発表される情報。

(5) 危険度分布（キクル）

警報・注意報が発表されたときに、実際にどこで土砂災害、浸水害、洪水災害の危険度が高まっているのか、の実況値または予測値が警報・注意報の基準に到達しているのかを面的に確認できる情報。

情報項目	情報の意味（更新間隔）	備考
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キクル）	大雨による土砂災害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分、2時間先まで）	大雨警報（土砂災害）を補足する情報
大雨警報（浸水害）の危険度分布（浸水キクル）	短時間強雨による浸水害の危険度の高まりを、地図上に5段階で表示（10分、1時間先まで）	大雨警報（浸水害）を補足する情報
洪水警報の危険度分布（洪水キクル）	指定河川洪水予報の対象外の中小河川の洪水危険度の高まりを河川ごとに5段階で表示（10分、3時間先まで）	洪水警報を補足する情報

(6) 台風情報

台風の実況と予報情報（台風が日本に近づいた時は、1時間ごとの実況と1時間後を推定）。

(7) その他気象情報

警報等に先立って注意を呼びかけたり、警報等の内容を補完して現象の経過、予想、防災上の留意点を解説するために適宜発表される情報。

2 気象情報の収集・解析

降雨、台風に関する情報を中心として、全国瞬時警報システム（Jアラート）、千葉県防災行政無線一斉指令システム、千葉県防災情報システムで収集する。

なお、端末は総務部危機管理課内に置き、本部設置後は本部事務局が管理する。

また、市域の地域的気象特性に応じた気象状況等について、各種気象観測データ等に基づく解析を次のとおり委託し、市が対策を実施するまでの状況把握基礎資料としての活用を図る。

気象解析委託のあらまし

委託先	気象情報会社
目的	対象地域（八千代市）における現状の降水量及びあらかじめ予測できる異常気象に伴う降水又は、暴風雨を24時間体制で監視し、適切な水防対策を支援する。
概要	(1) 発表時間から72時間先までの1時間ごとの降水量予測グラフ等の定時情報の提供 (2) 気象庁が発表する注意報・警報等の情報（発表後5分以内）、時間雨量10mm以上の降水が予想される場合の臨時情報の提供 (3) アメダスデータ、スーパーレーダー、地震情報、落雷情報等のデータベースサービス (4) 気象に関するコンサルティング・サービス等

第2 異常現象の収集・伝達 【本部事務局 総務部 消防部 各部】

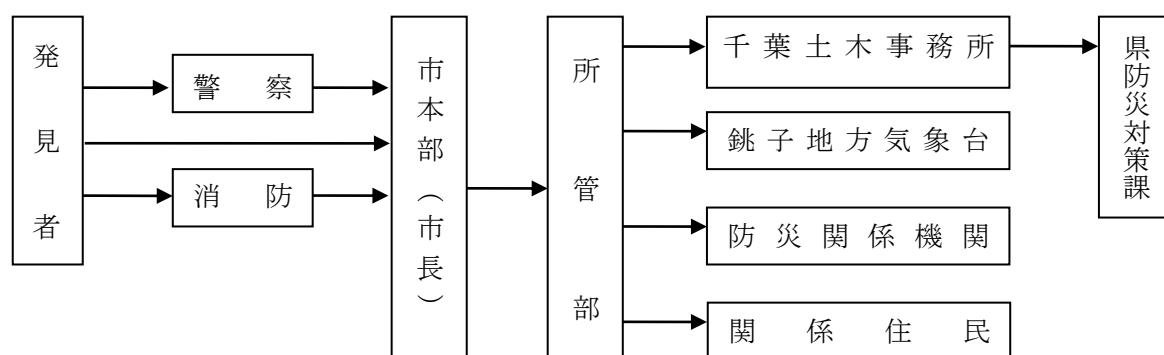
災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けた場合、あるいは自ら知ったときは、直ちに総務部危機管理課へ伝達する。

危機管理課は、受領した事項を必要に応じて、県（防災危機管理部）、銚子地方気象台その他の関係機関に通報する。

なお、通報すべき異常現象を、次に例示する。

気象	水象	地象
ア 突風、竜巻	ア 河川の異常な水位上昇	ア 地割れ（亀裂）
イ 強い降ひょう	イ 異常な湧水	イ 地すべり（土塊の移動）
ウ 激しい雷	ウ 洪水	ウ 崖崩れ、山崩れ エ 地表面の沈下・隆起 オ 数日間以上にわたり頻繁に感じるような地震

法に基づく異常現象発見時の通報の流れ図



第3 雨量・水位情報の収集・伝達

【本部事務局 総務部 消防部 都市整備部 上下水道部】

(1) 雨量情報の収集・伝達

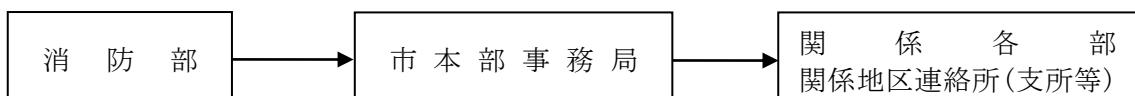
雨量情報の収集は、消防本部警防課（本部設置後は消防部指令班）が行う。

消防部からの通報系統は次のとおりであるが、各部においても、本市が契約する気象情報会社

が提供する気象情報や千葉県が設置するテレメーター等により最新の情報を確認する。

ア 通報系統

警防課（警防・指令班）は、銚子地方気象台から大雨注意報が発表されたときは、降り始めから10分ごとの雨量情報を雨量観測所から収集する。



イ 雨量観測所

設置者	設置場所	責任者
市	消防本部	八千代市消防長

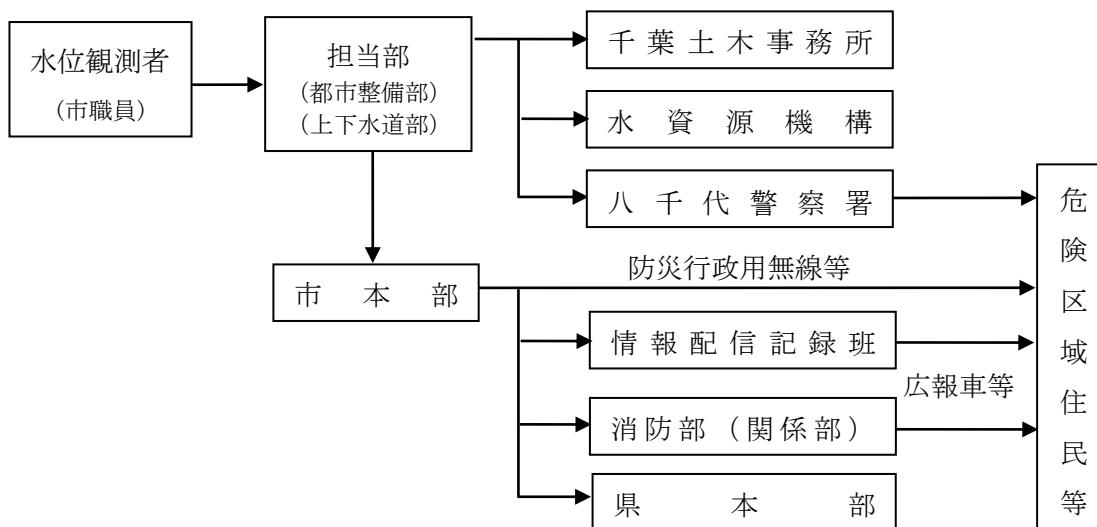
(2) 水位情報の収集・伝達

水位情報の収集は都市整備部、上下水道部が行う。

水位情報の通報系統、観測所（量水標）及び通報の基準は、次のとおりであるが、県から指示があった場合は、指示のとおりとする。

また、八千代1号幹線に設置の監視カメラによる情報収集を行う。

ア 通報系統



イ 観測所（量水標）の位置及び通報水位・警戒水位等

河川等名	観測所の位置 (量水標)	零点高 (YP) ^{*1}	警戒水位	量水標 水位 ^{*2}	計画高 (危険)水位	量水標 水位 ^{*2}	水路深
印旛放水路 (新川)	大和田機場 (上)	+0.00m	—	—	+4.250m	—	
印旛放水路 (花見川)	大和田機場 (下)	+0.00m	—	—	+8.450m	—	
八千代 1号幹線	北16丁目 京成軌道付近	+0.00m	+10.540m	約3.2m	+11.105m	約3.7m	4.2m ^{*3}
	大和田地先左岸 (芦太雨水1号幹 線合流地付近)	+0.00m	+10.220m	約3.5m	+10.862m	約4.1m	4.6m

※1 YP：江戸川工事基準面

※2 量水標水位は現地に設置されている目盛りの位置

※3 八千代1号幹線京成軌道北側では水路脇にブロックを2段積んでいる。(4.2m+0.4m=4.6m)

ウ 通報基準

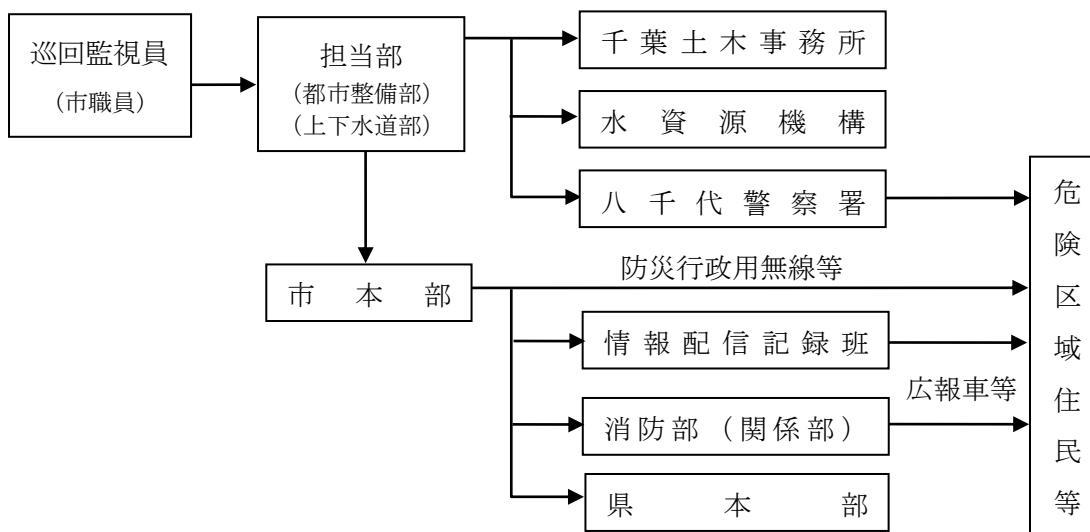
- ① 警戒監視を始めたとき
- ② 警戒水位に達する見込みがあるとき
- ③ 警戒水位に達したとき
- ④ 計画高水位に達したとき
- ⑤ 警戒水位を下回り、再度達する見込みが無いとき

第4 水防警報等の収集・伝達

【本部事務局 総務部 消防部 都市整備部 上下水道部】

1 堤防・護岸の情報

都市整備部は、洪水時の危険箇所を中心として、市内の堤防・護岸等の状況を収集する。なお、通報系統は、次のとおりである。



2 水防警報等の受領・伝達

本市域を流れる河川に関し、水防警報が発令される区間はないが、堤防・護岸の被災状況によっては、同じ流域の河川区間に對し発表された水防警報は水防上参考となる。

また、市内には利根川下流の氾濫を想定した浸水想定区域があり、利根川下流の洪水予報が発表された場合には、浸水想定区域の警戒、避難が必要となる。

そのため、本部事務局長は、国、県又は印旛利根川水防事務組合から、本市周辺の河川の水防警報や洪水予報を受領した場合、速やかに本部長（市長）、副本部長（副市長等）、及び各本部員に報告するとともに、総括長を通じて関係各班（課）長に伝達する。

伝達を受けた関係各班（課）長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係地区住民及び関係出先機関等に伝達する。

第2節 応急活動体制

項目	担当部	関係機関
第1 警戒配備等	総務部、企画部、健康福祉部、都市整備部、上下水道部、消防部	—
第2 応急対策本部	本部事務局、各部	県、八千代警察署、防災関係機関等
第3 災害対策本部	本部事務局、各部	県、八千代警察署、自衛隊、防災関係機関、事業所、自主防災組織
第4 現地災害対策本部	本部事務局、各部	—
第5 地区連絡所	本部事務局、総務部、各部	—
第6 県、国等との連携	本部事務局	—

第1 警戒配備等

【総務部 企画部 健康福祉部 都市整備部 上下水道部 消防部】

1 警戒配備体制

(1) 配備検討会

総務部長は、気象状況、異常現象、雨量・水位及び警報の発表状況等から、応急対策本部又は災害対策本部の設置が必要な状況になることが予想される場合や、準備対応や警戒活動が必要な場合は、都市整備部長等とその内容を協議（配備検討会）して市長に報告し、市長（不在の場合は副市長）が配備体制を決定する。

警戒配備をする場合の目安は次のような状況を想定する。

- (1) 台風の接近が予想される場合など、事前に対策が必要と見込まれるとき
- (2) 気象庁発表の府県気象情報において、100mmを超える降雨が予想されたとき
- (3) 気象状況などから避難所の設置が必要と見込まれるとき
- (4) 本市周辺の河川の水防警報又は利根川下流等の洪水予報が発表されたとき
- (5) 印旛利根川水防事務組合や近隣の自治体が水防本部を設置したとき、又は水防配備体制を発令したとき
- (6) その他、被害の発生が予想される場合で、総務部長が必要と認めたとき

※警戒配備体制の伝達系統図（風水害-3-9～10 参照）

(2) 警戒配備体制下の行動

警戒配備がとられた場合は、応急対策本部の設置が予想されることから、各部局長は本計画に定める事務分掌に基づき応急対策活動の準備又は必要な活動を実施する。

本部事務局職員及び本部連絡員は、必要に応じて危機管理課において災害情報の収集及び災害対応業務に従事する。また、県の情報収集体制と連携し、県より提供される気象に関する情報の確認及び被害情報の報告を行う。

なお、各職員は、非常召集や応援要請に応じて応急対策活動に着手することを想定し、必要な準備を行う。

2 夜間・休日等の対応

(1) 初期対応

夜間・休日等の勤務時間外に、緊急事態が発生した場合は、総務部長が指揮をとって初期対応を行う。

また、災害対策本部又は応急対策本部が設置された場合は、それぞれの配備体制に移行し、必要な引き継ぎを行う。

なお、総務部長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。

第1順位 総務部次長

第2順位 危機管理課長

(2) 初期対応時の任務

ア 本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令係)職員

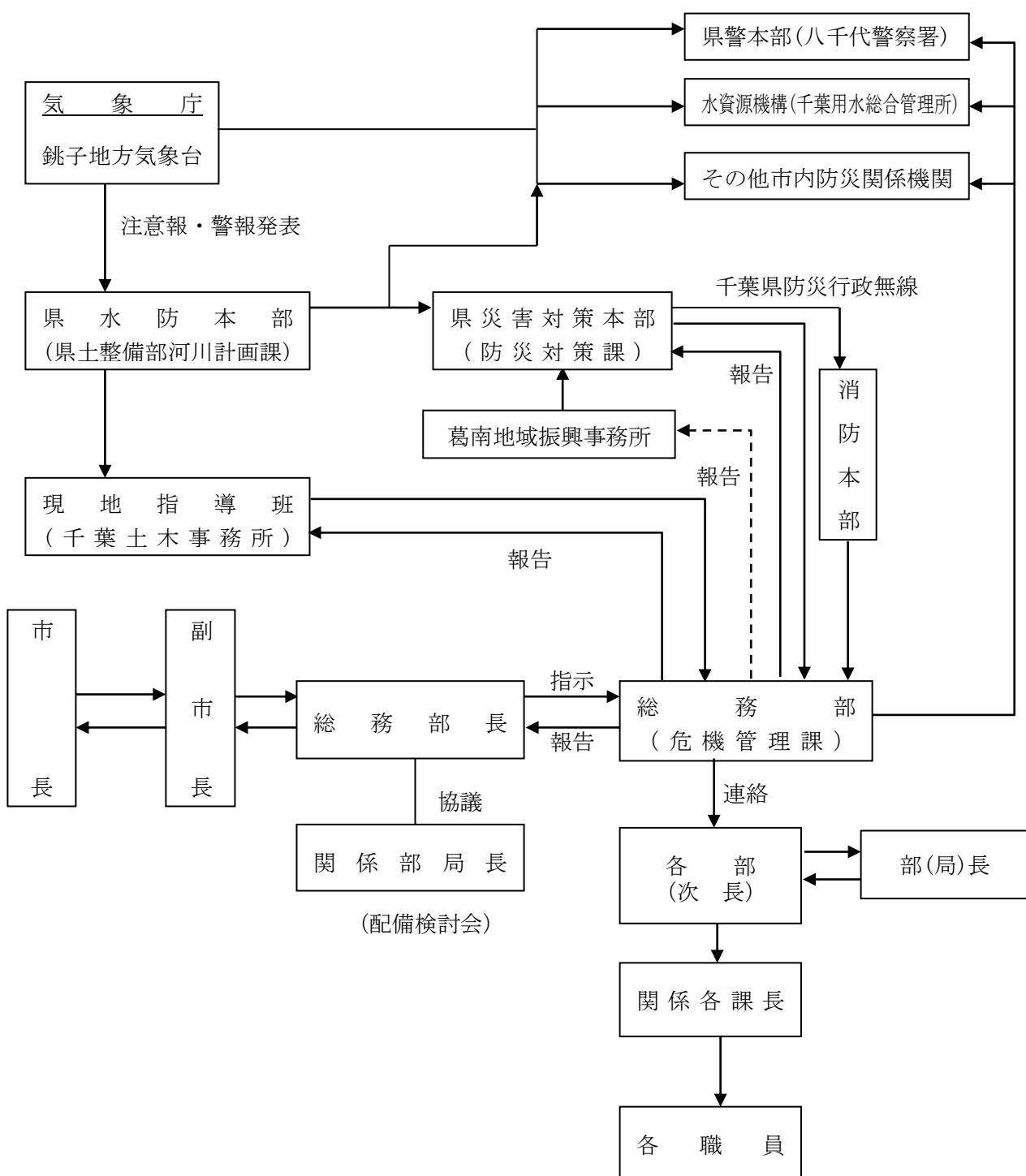
本庁守衛室職員及び消防本部警防課(指揮指令係)職員は、次のとおり行う。

- ① 災害情報を收受したとき、直ちに危機管理課長に連絡する。
- ② 本庁守衛室職員は、非常参集職員又は市長その他の職員が登庁するまでの間、総務部長若しくは危機管理課長の指示に従い、情報の收受に当たる。

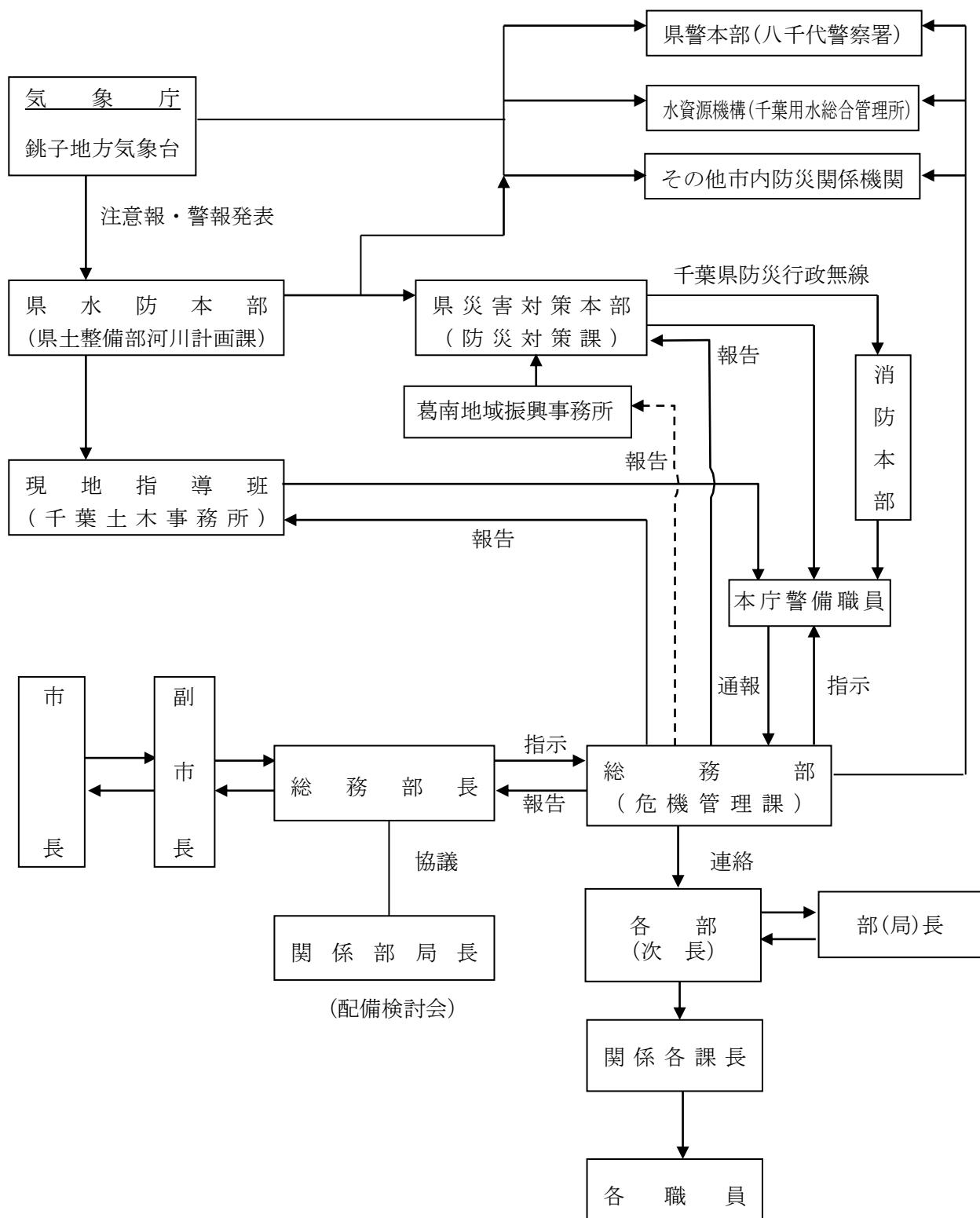
イ 特別非常参集職員

本章・第3節・第1・3 「動員の区分及び動員人員」(風水害-3-16～17 参照)による。

警戒配備体制の伝達系統図（勤務時間内）



警戒配備体制の伝達系統図（勤務時間外）



3 災害警戒段階における広報 【企画部 上下水道部 消防部】

災害警戒段階では、浸水や崖崩れのおそれがある地区を中心に、可能な限り先行的に広報する。

主な広報内容	広 報 手 段	実施地区
<input type="checkbox"/> 気象情報 <input type="checkbox"/> 外出の抑制 <input type="checkbox"/> 浸水への備え <input type="checkbox"/> 崖崩れへの警戒 <input type="checkbox"/> 家財、動産の被害対策の啓発 <input type="checkbox"/> 避難所情報	<input type="checkbox"/> 市防災行政用無線(必要に応じ地域別放送) <input type="checkbox"/> 広報車による広報 <input type="checkbox"/> 消防車による警鐘 <input type="checkbox"/> やちよ防災情報メール <input type="checkbox"/> 市ホームページ、SNS(X, LINE)等	<input type="checkbox"/> 八千代1号幹線沿線 <input type="checkbox"/> 浸水実績箇所 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域

第2 応急対策本部 【本部事務局 各部】

1 設置基準及び配備体制

市長は、次の条件において必要と認めたときは、応急対策本部を設置し、災害即応体制を構築する。

また、県の災害即応体制と連携し、本部事務局職員及び本部連絡員は、県から情報連絡員として派遣される県職員と協力し、被害や災害対応の状況、人的・物的ニーズなどの情報を収集する。

- (1) 台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき
- (2) 市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき
- (3) 深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき
- (4) 20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき
- (5) 高齢者等避難を発令したとき
- (6) その他大きな被害の発生が予想される場合で、総務部長が必要と認めたとき

なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。

第1順位 副市長

第2順位 総務部長

第3順位 企画部長

応急対策本部設置時の配備基準及び配備体制

区分	配 備 基 準	配 備 体 制
第1配備	<p>○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき</p> <p>○市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき</p> <p>○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき</p> <p>○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき</p> <p>○高齢者等避難を発令したとき</p> <p>○市長が必要と認めたとき</p>	<p>警戒配備体制を強化するとともに、災害関係課及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行い、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制とする。</p> <p>（市長又は副市長が登庁）</p>

※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。

ただし、気象情報等を考慮し、各部で参集職員を調整できるものとする。

2 災害対策本部への移行、配備体制の縮小及び廃止基準

震災編・第3章・第1節・第2・3「災害対策本部への移行、配備体制の縮小及び廃止基準」に準ずる。（震災-3-4参照）

3 組織及び編成

震災編・第3章・第1節・第2・4「組織及び編成」に準ずる。（震災-3-4参照）

第3 災害対策本部 【本部事務局 各部】

1 設置基準及び配備内容

市長は、次の条件において必要と認めたときは、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

- (1) 記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき
- (2) 市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき
 - ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報
- (3) 以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき。
 - ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき
 - イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき
 - ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき
- (4) 大規模な被害が発生するおそれがあるとき
- (5) 避難指示を発令したとき
- (6) その他、総合的応急対策を必要と認めたとき

なお、市長の判断を仰ぐことができない場合は、次の者が代行する。

第1順位 副市長	第2順位 総務部長	第3順位 企画部長
----------	-----------	-----------

本部設置時の配備基準及び配備体制

区分	配 備 基 準	配 備 内 容
第2配備	<ul style="list-style-type: none"> ○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき <ul style="list-style-type: none"> ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき <ul style="list-style-type: none"> ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき 	情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
第3配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき 	市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。

※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。

ただし、気象情報等を考慮し、各部で参考職員を調整できるものとする。

※市長は、第1配備時に必要と認めたときは、配備を変更せず災害対策本部を設置することができるものとする。

2 災害対策本部の設置場所

震災編・第3章・第1節・第3・2 「本部の設置場所」に準ずる。(震災-3-5参照)

3 応急対策本部への移行、配備体制の縮小及び廃止基準

震災編・第3章・第1節・第3・3 「応急対策本部への移行、配備体制の縮小及び廃止基準」に準ずる。(震災-3-5参照)

4 設置、廃止又は応急対策本部への移行の通知

震災編・第3章・第1節・第3・4 「設置、廃止又は応急対策本部への移行の通知」に準ずる。
(震災-3-5~6参照)

5 組織・運営等

震災編・第3章・第1節・第3・5 「組織・運営等」に準ずる。(震災-3-6~17参照)

第4 現地災害対策本部

震災編・第3章・第1節・第4 「現地災害対策本部」に準ずる。(震災-3-17~18参照)

第5 地区連絡所

1 開設及び解散 【本部事務局 総務部】

大規模な災害発生に伴い避難所を相当数設置した場合は、避難所開設期間中を目途として、支所等に「地区連絡所」を開設する。

なお、開設及び解散は、次を目安とする。

災害規模等	応急活動体制	設置場所	解散の時期
○市内に重大な被害が発生したとき		(1) 支所、連絡所等 (夜間・休日を含む) (2) 設置の必要があると認める地区を学区とする小学校等	(1) 相当数の避難所が閉鎖されたとき (2) 本部長が解散を指示したとき
○大規模な災害が発生するおそれがあるとき	災害対策本部		
○市長が必要と認めたとき			

2 地区連絡所の要員 【総務部 各部】

地区連絡所の要員は、支所、連絡所職員又は特別非常参集職員とする。

地区連絡所の要員

発生時期	地区連絡所の要員	要員数	責任者（1人）の要件
勤務中	支所、連絡所職員	勤務職員	支所、連絡所の長
夜間・休日（初動）	特別非常参考職員	4人以上	主査補相当職

3 地区連絡所の任務

震災編・第3章・第1節・第5・3 「地区連絡所の任務」に準ずる。（震災-3-19参照）

第6 県、国等との連携

震災編・第3章・第1節・第6 「県、国等との連携」に準ずる。（震災-3-19参照）

第3節 職員の動員・配備及び応援の要請等

項目	担当部	関係機関
第1 職員の動員・配備	本部事務局、総務部、各部	—
第2 応援の要請・受入	本部事務局、各部	県、八千代警察署、ライフライン、鉄道等関係機関、市内民間協力団体、事業所、自主防災組織
第3 義援金・義援物資の受入れ等	財務部、健康福祉部、経済環境部、教育部	日本赤十字社千葉県支部

第1 職員の動員・配備 【本部事務局 総務部 各部】

1 配備体制の時期及び内容

震災編・第3章・第2節・第1・1 「配備体制の時期及び内容」に準ずる。(震災-3-20参照)

2 動員の手続

震災編・第3章・第2節・第1・2 「動員の手続」に準ずる。(震災-3-20参照)

3 動員の区分及び動員人員

職員の動員（配備）は、配備基準に応じて指定されるものであるが、天候・気象や夜間・休日の事態を考慮して本部の運営に支障がないように計画する。

特に、配備に就く職員には事前に研修等を行い、体制を維持できるよう教育する。また、班（課）長は、活動の状況等を考慮して、動員する職員数を調整できるものとする。

(1) 勤務中の動員（配備要員の人員）

各課長等は、在席の職員を把握し、非常配備体制動員計画に基づき、職員を配備に就ける。配備予定の職員が出張の場合等は、連絡を取り、状況に応じて配備を指示する。

なお、各課長等は配備基準に基づき、非常配備体制動員計画に各職員の配備段階を指定しておくものとする。

(2) 夜間・休日の動員の区分

動員区分は次による。なお、異常降雪時は積雪のため車両による参集が困難となることを考慮し、降雪の状況や予測等を踏まえて動員する。

ア 所属動員

次の職員は、自らの勤務場所に参集する。

① 応急対策上欠くことのできない次の役職の職員

本部員（部局長等）、総括長（次長等）、班長（課長等）、本部及び部連絡員

② 本部事務局職員

③ 各部の業務遂行上必要な職員

④ 特別非常参集職員でない職員

イ 指定動員

次の特別非常参集職員は、参集指示があった場合は、勤務場所と異なるあらかじめ指定した

場所へ参集する。

- ① 地区連絡所要員として指名された職員（地区連絡所設置時）
- ② 避難場所要員として指名された職員（避難所設置時）

職員に関する動員区分図

所 属 動 員	指 定 動 員
本庁(本部)	地区連絡所（非常参集職員）
支所・連絡所	避難場所、避難所（非常参集職員）
各部出先施設	

(3) 夜間・休日の動員職員の任務

ア 所属動員職員

所属の事務分掌に基づき任務を遂行する。

イ 指定動員職員

本部員は、本部会議において、報告、協議を行い災害対策活動の決定を行う。

本部事務局員等は、八千代市災害対策本部組織要領に基づき任務を遂行する。

地区連絡所要員として指名された職員、避難場所要員は、それぞれ所定の任務を遂行する。

(4) 解散の時期

本部長（市長）の解散指令により解散する。

4 職員の配置及び服務

(1) 職員の配置

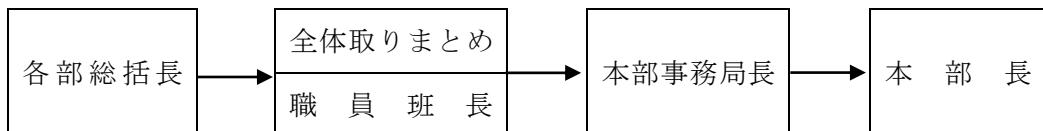
各部長は、職員の参集状況に応じ、順次災害応急対策班を編成するとともに、次の措置を講ずるものとする。

- ア 災害に対処できるよう職員を配置
- イ 職員の非常参集方法及び交代方法の措置
- ウ 高次の災害即応体制に移行できる準備措置
- エ 他部への応援の要請

(2) 職員動員の報告

各部は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、その累計を総括長（次長等）が、職員班（職員課）に報告する。

職員班（職員課）長は、所定の様式により職員の参集状況を、次のとおり報告する。



報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、適宜取りまとめる。

(3) 職員の服務

全ての職員は、災害即応体制がとられた場合は、次の事項を遵守するものとする。

なお、病弱者、身体不自由等で応急活動を実施することが困難である者及びその他本部長が認める者は動員を免除する。

主に勤務時間内における遵守事項	<p>ア 配備に就いていない場合も常に災害に関する情報、本部関係の指示に注意する。</p> <p>イ 勤務場所を離れる場合には、所属の長と連絡を取り、常に所在を明確にしておく。</p> <p>ウ 不急の行事、会議、出張等を中止する。</p> <p>エ 正規の勤務時間が終了しても、所属の長の指示があるまで退庁せず待機する。</p> <p>オ 災害現場に出動する場合は、腕章を着用し、また自動車には標章等を使用する。</p> <p>カ 自らの言動によって市民に不安を与える、若しくは市民の誤解を招き、又は市の活動に反感を抱かせることのないよう、発言には細心の注意をする。</p> <p>キ 自らの所属する部班の事務に精通することはもとより、本部の一員であることを自覚し、部・課（班）長から他の部班への協力を指示されたときは積極的にこれを遂行する。</p>
主に勤務時間外における遵守事項	<p>ア 災害が「風水害時等の配備基準及び体制」(風水害-3-16～17)に定める事項に該当することを知ったとき、又は該当することが予測されるときは、参集指令を待つことなく、自主的に所属の勤務場所若しくはあらかじめ指定された場所に参集する。</p> <p>イ 災害の状況により勤務場所への登庁が不可能な場合は、最寄りの市の施設に参集し、各施設の責任者の指示に基づき、災害対策に従事する。また、病気その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集が不可能な場合は、何らかの手段を持ってその旨を所属長に連絡する。</p> <p>ウ 参集途中においては可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集後直ちに参集場所の責任者に報告する。</p>

5 各部の配備・動員計画

各部長は、所管の部の「非常配備体制動員計画」を作成し、平常時から職員に周知徹底を図るよう努めるとともに、作成した計画を隨時総務部長に報告する。

総務部長は、各部から報告された配備・動員計画の写しを必要に応じて、動員連絡に当たる責任者・担当者に配布し、非常時の動員連絡に万全を期するものとする。

風水害時等の配備基準及び体制

本部	区分	配 備 基 準		配 備 内 容
本部設置前	警戒配備	指令配備	○配備検討会において協議し、市長が必要と認めたとき	災害関係課で、情報収集連絡活動が円滑に行える体制とする。
応急対策本部	第1配備	指令配備	<p>○台風等の接近に伴い、大雨注意報若しくは洪水注意報が発表され、かつ、市が台風の暴風域に入ることが見込まれる（暴風域に入る確率が70%以上）とき</p> <p>○市内に大雨警報、洪水警報、暴風警報などの警戒レベル3相当の気象情報等が発表されたとき</p> <p>○深夜から明け方に前記の気象情報の発表が予想され、総務部長が必要と認めたとき</p> <p>○20mm／時間以上の降雨が数時間予想されるとき</p> <p>○高齢者等避難を発令したとき</p> <p>○市長が必要と認めたとき</p>	警戒配備体制を強化するとともに、災害関係課及び本部事務局職員等で、情報収集連絡活動を円滑に行える体制とする。（市長又は副市長が登庁）

本部	区分	配 備 基 準		配 備 内 容
災害対策本部	第2配備	指令配備	<ul style="list-style-type: none"> ○記録的短時間大雨情報又は土砂災害警戒情報等の警戒レベル4相当の気象情報等が発表されたとき ○市内で以下の気象等の特別警報が発表されたとき ア 大雨特別警報 イ 暴風特別警報 ウ 暴風雪特別警報 エ 大雪特別警報 ○以下のアからウのいずれかに該当する場合で、総合的な対策を講ずるため、市長が必要と認めたとき ア 本市が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき イ 局地的な被害が発生し、大規模な被害が発生するおそれがあるとき ウ 大規模な停電・断水などが発生し、回復までに長期間を要すると見込まれるとき ○大規模な被害が発生するおそれがあるとき ○避難指示を発令したとき ○市長が必要と認めたとき 	情報の収集・伝達、水防、輸送、医療救護等の応急対策活動が円滑に行える体制とする。
	第3配備	指令配備	<ul style="list-style-type: none"> ○市内に重大な被害が発生したとき ○大規模かつ広域的な災害が発生するおそれがあるとき ○市長が必要と認めたとき 	市の組織及び機能の全てを挙げて対処する体制とする。

※配備ごとの所要人員は、各課等において所掌業務等を勘案してあらかじめ定める。

ただし、気象情報等を考慮し、各部で参集職員を調整できるものとする。

※市長は、第1配備に必要と認めたときは、配備を変更せず災害対策本部を設置することができるものとする。

6 対応長期化に備えた職員等のストレス対策等

震災編・第3章・第2節・第1・6 「対応長期化に備えた職員等のストレス対策等」に準ずる。
(震災-3-23参照)

第2 応援の要請・受入

震災編・第3章・第2節・第2 「応援の要請・受入」に準ずる。(震災-3-24~27 参照)

第3 義援金・義援物資の受け入れ等

震災編・第3章・第2節・第3 「義援金・義援物資の受け入れ等」に準ずる。(震災-3-27~28 参照)

第4節 情報の収集・伝達

震災編・第3章・第3節「情報の収集・伝達」に準ずる。(震災-3-29～43 参照)

第5節 災害時の広報

震災編・第3章・第4節「災害時の広報」に準ずる。(震災-3-44～52 参照)

なお、広報内容は次のとおりとする。

(1) 台風・水害時の広報

- ・気象情報（警報等）
- ・注意喚起（早期の帰宅、外出の抑制、停電や風水害への備え）
- ・ライフライン情報
- ・道路交通情報（通行規制等）
- ・公共交通運行情報（鉄道、路線バス等の運行等）
- ・被害情報
- ・被災者への支援情報
- ・市からのお知らせ（学校及び保育園等の休校（園）、公共施設の休館、イベントの中止等）

(2) 大雪時の広報

- ・気象情報（警報等）
- ・注意喚起（早期の帰宅、外出の抑制、停電への備え、凍結箇所での転倒や屋根からの落雪等への注意）
- ・ライ夫ライン情報
- ・道路交通情報（通行規制等）
- ・公共交通運行情報（鉄道、路線バス等の運行等）
- ・被害情報
- ・市からのお知らせ（雪かきの励行、学校及び保育園等の休校（園）、公共施設の休館、イベントの中止や延期、ごみ収集等）

(3) 避難に関する広報

- ・避難関連情報（一時滞在施設又は避難所開設状況）
- ・高齢者等避難、避難指示
- ・避難指示等の解除情報

第6節 消防活動等

震災編・第3章・第5節「消防活動等」に準ずる。(震災-3-53～58 参照)

第7節 水防計画

項目	担当部	関係機関
第1 計画の目的	—	—
第2 水防組織	本部事務局、各部	印旛利根川水防事務組合
第3 配備体制	本部事務局、各部	印旛利根川水防事務組合
第4 重要水防区域	—	—
第5 水防活動	本部事務局、各部	千葉土木事務所、八千代警察署、印旛利根川水防事務組合、消防団、水資源機構、防災関係団体、銚子地方気象台
第6 協力及び応援	本部事務局	千葉土木事務所、印旛利根川水防事務組合
第7 県への報告	本部事務局	千葉土木事務所、印旛利根川水防事務組合
第8 水防施設及び資機材等	総務部、都市整備部、上下水道部、消防部	千葉土木事務所、印旛利根川水防事務組合

第1 計画の目的

この計画は、水防法に基づき本市における洪水、台風等の風水害時に、水災を警戒かつ防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

第2 水防組織 【本部事務局 各部】

市長は、水防に関する予報、注意報、警報等により水害が発生すると予想されるとき、又は現に水害が発生したときは、応急対策本部又は災害対策本部を組織して対応する。

なお、各本部の事務分掌は、災害対策本部の事務分掌に準ずる。

第3 配備体制 【本部事務局 各部】

本部長（市長）は、水害の防止及び軽減についての活動が迅速かつ、的確に実施できるよう必要な配備体制を指令するとともに、事務分掌に基づき職員を指揮する。

※本章・第2節・第1「警戒配備等」（風水害-3-7～11参照）

第4 重要水防区域

千葉県水防計画（令和3年度）では、本市域における県管理河川に関し、水害を警戒又は防御するため定める重要水防箇所はないが、過去の災害事例等を参考にして、適切な水防活動を行うよう努める。

なお、地震による護岸転倒等のおそれのある箇所として、印旛放水路（新川）に3か所（萱田、神野、米本）把握されている。

第5 水防活動 【本部事務局 各部】

1 気象情報の収集・伝達

本章・第1節・第1「気象情報の収集・伝達」に準ずる。(風水害-3-1～3参照)

2 水防警報等の収集・伝達

本章・第1節・第4「水防警報等の収集・伝達」に準ずる。(風水害-3-6参照)

3 被害状況の収集・伝達

震災編・第3章・第3節・第3「被害状況の収集・伝達」に準ずる。(震災-3-33～39参照)

4 水害時の通信

震災編・第3章・第3節・第1「情報連絡体制」に準ずる。(震災-3-29～31参照)

5 水防信号

水防に用いる信号は、次のとおりとする。

	警鐘信号	サイレン			
警戒信号	● 休止 ● 休止 ● 休止 約5秒 約15秒 約5秒 約15秒	●—	休止	●—	休止
水防団員全員出動	●—●—● ●—●—● ●—●—●	●—	休止	●—	休止 約5秒 約6秒 約5秒 約6秒
居住者の出動	●—●—●—● ●—●—●—● ●—●—●—● ●	●—	休止	●—	休止 約10秒 約5秒 約10秒 約5秒
避難信号	乱打	●—	休止	●—	休止 約1分 約5秒 約1分 約5秒

6 巡視・警戒及び防御

(1) 巡視・警戒及び防御

関係各部局は、配備体制が指令されたときは、水防関係機関と連携して次のとおり行う。

ア 第1配備体制が指令されたときは、河川及び低地等を必要に応じ、巡視・警戒及び防御するとともに、その状況を本部事務局に集約し市長に報告するものとする。

イ 第2配備より高次の体制が指令されたときは、河川等を隨時巡視・警戒及び防御するものとする。

ウ 招集された市関係部局職員は直ちに水防用資材機具の点検、ポンプ場等の点検並びに整備を行うとともに、大和田排水機場等関係機関施設の現在状況に関し情報収集し、その結果を報告する。

エ 堤防・護岸情報の通報系統は、本章・第1節・第4・1「堤防・護岸の情報」(風水害-3-6参照)に準ずる。

(2) 雨量・水位等の観測

気象状況その他により、相当の降雨があるものと認めたときは、本部長は、雨量・水位等に関する情報収集活動を行うよう水防関係部局に指示するとともに、水防関係機関と緊密な連絡を取って雨量・水位資料の収集を図る。

※本章・第1節・第3「雨量・水位情報の収集・伝達」(風水害-3-3～5参照)

(3) 排水機場の操作

排水機場の管理者は、操作水位を常に掌握し、水防上必要があると認めるときは、災害対策本部設置の有無にかかわらず、所定の操作規定に基づき、排水機場の操作を行うものとする。

7 消防団の活動

消防長は、消防団の活動を必要とする場合は、消防団長にその旨を通知する。

通知を受けた消防団長は、各方面隊長及び分団長に指令し、消防団員を水防活動に従事させる。

8 避難・救出活動

震災編・第3章・第5節「消防活動等」(震災-3-53～58参照)及び本章・第11節「避難対策」(風水害-3-29～33参照)に準じ、企画部・教育部が関係各部局及び関係機関と協力して行う。

第6 協力及び応援 【本部事務局】

1 応援体制

水害発生時又はそのおそれがあるときには、印旛利根川水防事務組合加入市町と密接に連携するとともに、近隣水防管理団体と相互に応援し、又は水防資材等の調達について協力し、水害の防止・抑制に努める。

また、国・県及び関係行政機関等と密接な連携を保ち、水防活動のため応援を求める必要があると認めるときは、国・県、関係機関等へ協力応援を要請するものとする。

2 水防体制の強化

(1) 警察官の援助要請

本部長は、水防のため水防区域の立入禁止、盗難予防、避難立退のための誘導及び緊急輸送等必要があると認めるときは、所管の警察署長に対して、警察官の出動を求める。

(2) 自衛隊の災害派遣要請

震災編・第3章・第17節「自衛隊災害派遣要請等の要求」に準ずる。(震災-3-135～138参照)

第7 県への報告 【本部事務局】

1 緊急報告

本部長は、次の場合は速やかに現地指導班（千葉土木事務所）を通じて、知事に報告する。

- (1) 水防（消防）機関（消防団等）を出動させたとき
- (2) 他の水防管理者に応援を要請したとき
- (3) 破堤、氾濫したとき
- (4) その他必要と認める事態が生じたとき

2 水防てん末報告

本部長は、各種水防活動が終結したときは、遅滞なく、次の事項を取りまとめて水防活動実施報告書様式別紙様式1～5（県水防計画）により、所轄の県千葉土木事務所所長を経由して県知事に報告するとともに水防記録を作成し、これを保管しなければならない。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (3) 水防団員又は消防機関に属する者の出動の時刻及び人員
- (4) 水防作業の状況
- (5) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (6) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (7) 水防法第21条による収用又は使用の器具、資材の種類、員数及び使用場所
- (8) 障害物を処分した数量及びその事由、並びに除却の場所
- (9) 土地を一時使用したときはその箇所及び所有者名とその事由
- (10) 応援の状況
- (11) 居住者出動の状況
- (12) 警察官の援助状況
- (13) 現地指導官公吏氏名
- (14) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (15) 水防関係者の死傷
- (16) 殊勲者及びその功績
- (17) 雨後の水防につき考慮を要する点、その他水防管理者の所見
- (18) 堤防その他の施設で緊急工事を要するものが生じたときは、その場所及び損傷状況
- (19) その他必要な事項

第8 水防施設及び資機材等

【総務部　都市整備部　上下水道部　消防部】

1 施設の名称及び所在地

本市の市域内にある水防のための施設（防災倉庫）は、次のとおりである。

※参考　資料編5－2　防災倉庫・災害用井戸

2 備蓄資機材一覧

※参考　資料編5－2　防災倉庫・災害用井戸

第8節 土砂災害対策

項目	担当部	関係機関
第1 雨量の観測・通報	本部事務局、総務部、消防部、都市整備部、上下水道部	水資源機構、八千代警察署、千葉土木事務所
第2 巡視及び警戒体制	都市整備部、消防部、各部	—
第3 広報及び避難体制	本部事務局、企画部、各部	—

第1 雨量の観測・通報

本章・第1節・第3「雨量・水位情報の収集・伝達」(風水害-3-3～5参照)による。

第2 巡視及び警戒体制 【都市整備部 消防部 各部】

1 警戒

本章・第2節・第1「警戒配備等」(風水害-3-7～10参照)による。

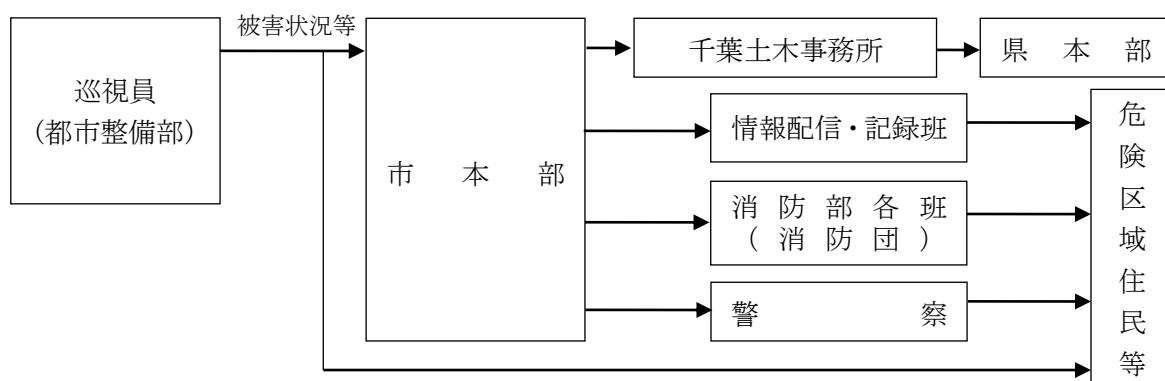
2 巡視

都市整備部長は、本部より土砂災害警戒区域及びその付近のがけ崩れに関する情報の連絡があった場合、又はその必要があると認める場合、土木・公園班に、次に掲げる事項の情報収集のための巡視を命じる。

また、都市整備部長は、報告を受け次第、速やかに本部長に報告するものとする。

- (1) 土砂災害警戒区域及びその付近の地表並びにわき水の状況
- (2) 土砂災害警戒区域及びその付近の亀裂の有無
- (3) 土砂災害警戒区域及びその付近の竹木等の傾倒の状況
- (4) 土砂災害警戒区域及びその付近の建築物等の損壊等の状況
- (5) 土砂災害警戒区域及びその付近の住民並びに滞在者の数
- (6) その他災害に関する状況

通報系統図



※参考 資料編8－1 土砂災害警戒区域一覧

第3 広報及び避難体制 【本部事務局 企画部 各部】

1 広報体制

危険区域内の住民に対する避難準備等の広報活動については、企画部が、本章・第5節「災害時の広報」(風水害-3-20参照)に準じて、広報体制を整え、適切に行うものとする。

2 避難体制

災害が発生した場合、又は災害の発生が予想される場合については、本章・第11節「避難対策」(風水害-3-29～33参照)に準じて、危険区域内の住民及び滞在者等に対し、避難指示等及び誘導その他の措置を構てる。

第9節 雪害対策

項目	担当部	関係機関
第1 除雪対策	都市整備部、消防本部、総務部	千葉国道事務所、千葉土木事務所
第2 帰宅困難者対策	本部事務局、企画部、教育部、各部	県、八千代警察署、鉄道駅・大規模集客施設等各施設管理者、企業・学校等 関係機関

第1 除雪対策 【都市整備部 消防本部 総務部】

(1) 主要幹線の除雪

国道、主要地方道、一般県道については、各道路管理者が次のとおり行う。

また、市道については、路線の性格、地域及び気象条件、交通量等の条件を踏まえ、国道、主要地方道、一般県道に準じて、緊急度の高い路線から順次行う。

ア 車道部

種類	道路種別	除雪目標	実施内容
第一種	一般国道	2車線以上の幅員確保を原則とし、異常な降雪以外は常時交通を確保。全幅員除雪を早期に実施。	夏季とほぼ同じ路面状態を保つよう、常時路面を維持作業。特に指定された区間については、雪を運搬排除。
第二種	主要地方道	2車線幅員の確保を原則とするが、状況により、1車線幅員で待避所、バスの停留所などを確保。全幅員除雪は極力早期に実施。	2車線の最小幅を確保し、路面の維持作業は必要限度。特別の場合、1車線交通になる。夜間除雪は原則行わない。
第三種	一般県道	1車線幅員で必要な待避所を設けることを原則。	各種車両の交通可能をもって限度とする。特別の場合短時間又は単区間交通不能になつてもやむを得ない。

イ 歩道部及び歩道橋

歩道は、駅前など通行の多い区間を優先して、除雪に努めるものとする。なお、除雪対象の積雪量は定めないが、歩行者に危険のないよう処置するものとする。

歩道橋については、特に留意し、積雪のあった場合は、除雪に努める。

(2) その他の道路の除雪

幹線以外の市道については、原則として沿道の住民、各種団体等が自主的に行う。ただし、坂道等の事故防止のため必要があると認める路線については、市が行う。

(3) 除雪作業体制

異常降雪の場合は、その状況により都市整備部長が総務部長と協議の上、職員を動員し、関係機関と協力して除雪作業を次のように実施する。

ア 状況に応じ、関係業者の協力を得て人力と機械力による協同作業を行う。なお、融雪時の夜間凍結によるスリップ防止については、関係機関と連携し、必要に応じて交通制限や砂・散布剤等の散布を行うものとする。

イ 市長は、主要幹線道路を確保するため緊急に除雪作業を行う場合で、必要と認めるときは住民、各種団体に対し協力を要請するものとする。

ウ 生活道路については自治会や自主防災組織等に地域での協力による除雪を呼びかけ、また、

地域組織やP T A等に、通学路の凍結や残雪等から児童等の安全を確保するよう要請する。

(4) 消防水利の確保

消防長は、積雪の状況に応じ、その必要があると認めるときは、消防本部及び消防団に消火栓、防火水槽その他の消防水利施設の積雪状況に関する巡回調査・除雪作業を指示し、消防水利の確保に万全を期する。

第2 帰宅困難者対策 【本部事務局 企画部 教育部 各部】

大雪が予想される場合には、帰宅困難者の発生を抑制するため、早期の帰宅など適切な広報を実施する。(本章・第5節「災害時の広報」風水害-3-20参照)

また、大雪が発生した場合には、鉄道の運行状況や路線バスの運行状況及び帰宅困難者の発生状況等を鉄道会社及びバス会社から情報収集し、帰宅困難者対策を適切に実施する。(本章・第24節「帰宅困難者等対策」風水害-3-43参照)

第10節 警備・交通対策

震災編・第3章・第6節「警備・交通対策」に準ずる。(震災-3-59～64 参照)

第11節 避難対策

項目	担当部	関係機関
第1 来訪者・入所者等の避難	本部事務局、各部	各施設管理者
第2 避難指示等	本部事務局、総務部、都市整備部、上下水道部、消防部	県、八千代警察署、消防団、事業所、自主防災組織
第3 避難の誘導	本部事務局、各部	県、八千代警察署、消防団、自主防災組織
第4 避難所の開設・運営及び閉鎖	本部事務局、各部	県、習志野保健所、自主防災組織
第5 広域一時滞在	本部事務局、各部	県
第6 広域避難	本部事務局、各部	県

災害が発生するか、又は発生するおそれがあり、市民の生命を守るために必要があると認めるときは、避難指示等を行い、市民を安全な場所へ避難誘導する。

なお、避難指示等の対象とする避難は、次の全ての行動とする。

また、避難指示等の対象とする区域はあくまでも目安であり、その区域外であれば一切避難しなくても良いというものではないため、想定を上回る事象が発生することも考慮して危険だと感じれば自主的かつ速やかに避難行動をとるものとする。

(避難行動の分類)

- | |
|---|
| (1) <u>「立退き避難」</u>
指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の自主的な避難場先 |
| (2) <u>「屋内安全確保」</u>
全な自宅・施設等 安全な上階に移動、安全な上層階に留まること(避難) |
| (3) <u>「緊急安全確保」</u>
安全とは限らない自宅・施設、近隣の建物 上階へ移動、上階に留まる、崖から離れた部屋へ移動、近隣の高く堅牢な建物(自宅・施設より相対的に安全と自ら判断 |

第1 来訪者・入所者等の避難

震災編・第3章・第7節・第1 「来訪者・入所者等の避難」に準ずる。(震災-3-65~66参照)

第2 避難指示等

【本部事務局 総務部 都市整備部 上下水道部 消防部】

1 実施責任者及び指示等の対象者

震災編・第3章・第7節・第2・2 「実施責任者及び指示等の対象者」に準ずる。(震災-3-68参照)

本部長は、避難の指示に先立ち、避難行動要支援者等の避難を促す必要があるときは「高齢者等

避難」を発令する。

また、第1配備体制としたときは、市長又は副市長は登庁し、避難指示等を速やかに発令できる体制をとるほか、専門機関（気象台、河川管理者、県等）との連絡体制を確保して相互の情報交換や避難指示等の判断の助言を得られるように努める。

なお、避難指示等の発令に当たっては空振りをおそれず行う。

2 避難指示等の基準

浸水想定区域については、河川水位や利根川下流の洪水予報、過去に溢水した八千代1号幹線については警戒水位、また、土砂災害警戒区域については、土砂災害警戒情報を基準に、避難の判断を行う。

なお、避難指示等の決定に当たっては、各種情報や関係機関からの助言を参考に、避難行動の開始時刻や避難方法などを総合的に勘案して迅速に行う。

また、竜巻注意情報が発表された場合は、必要に応じて屋外にいる者に対し、身近にある頑丈な建物等で身を守るよう呼びかける。

(1) 避難指示等の発令

ア 警戒レベルと居住者等の避難行動

風水害時の避難指示等は警戒レベルに応じて実施し、発令時は警戒レベルを付して住民が取るべき避難行動が分かるように発信する。

[警戒レベル] 避難情報等	居住者等がとるべき行動等
[レベル5] 緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害発生又は切迫（必ず発令される情報ではない） ●居住者等がとるべき行動：命の危険 直ちに安全確保！ ・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できることは限らない。
[レベル4] 避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれ高い ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から全員避難 ・危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
[レベル3] 高齢者等避 難	<ul style="list-style-type: none"> ●発令される状況：災害のおそれあり ●居住者等がとるべき行動：危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等^(※)は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。

(注) 「立退き避難」とは災害リスクのある区域等の居住者等が、自宅・施設等においては命が脅かされるおそれがあることからその場を離れ、リスクのある区域等の外側等、対象とする災害に対し安全な場所に移動することであり、避難行動の基本である。

「屋内安全確保」とは災害リスクのある区域等に存する自宅・施設等であっても、ハザードマップ等で自ら自宅・施設等の浸水想定等を確認し、上階への避難や高層階に留まること等によって計画的に身の安全を確保する行動で、居住者等が自ら判断する。

イ 判断基準

洪水、土砂災害に対する避難指示等の判断基準は、次のとおりである。

〈避難情報の種類及び発令基準（土砂災害）〉

種類	対象地区	発令基準
【レベル5】 緊急安全確保	土砂災害 警戒区域	○大雨特別警報が発表されたとき ○土砂キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○土砂災害が発生したとき
【レベル4】 避難指示	土砂災害 警戒区域	○土砂災害警戒情報が発表されたとき ○土砂キキクルが「危険（紫）」に到達したとき ○避難指示の発令が必要となる強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合 ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過すると予想される場合 ○土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、渓流の水量の変化等）が発見されたとき
【レベル3】 高齢者等避難	土砂災害 警戒区域	○大雨警報（土砂災害）が発表され、土砂キキクルが「警戒（赤）」に到達したとき ○大雨注意報が発表され、夜間～明け方に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高い旨に言及されているとき

〈避難情報の種類及び発令基準（洪水）〉

種類	対象区域	発令基準等【対象河川】
【レベル5】 緊急安全確保	共通	○市内で氾濫が確認されたとき ○市内の河川水位が堤防高に達したとき ○市内の河川の洪水キキクルが「災害切迫（黒）」に到達したとき ○市内の河川堤防の異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべりの発生等で決壊のおそれがある場合 ○市内の樋門・水門等の機能支障を発見した場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合
【レベル4】 避難指示	洪水浸水 想定区域	【利根川】 ○氾濫発生情報が発表され、氾濫流が本市へ到達するおそれがある場合 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し、市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき
	浸水実績 箇所	【菊田川、勝田川の周辺】 ○洪水キキクルが「危険（紫）」に到達し、市内の河川水位が堤防高を超えるおそれがあるとき 【八千代1号幹線の周辺】 ○八千代1号幹線が警戒水位を超えたとき 【その他河川の周辺】 ○時間雨量35mm又は時間雨量20mmかつ連続雨量150mmを超えるとき

種類	対象区域	発令基準等【対象河川】
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の河川堤防の異常な漏水、侵食等が発見されたとき ○避難指示が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき ○避難指示が必要となる強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想されるとき
【レベル3】 高齢者等避難	洪水浸水 想定区域	<p>【利根川】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○氾濫発生情報が発表され、氾濫流が本市へ到達するおそれがあるとき 【高崎川（新川・桑納川・神崎川）】 ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し、市内の河川が氾濫するおそれがあるとき
	浸水実績 箇所	<p>【菊田川、勝田川の周辺】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水キキクルが「警戒（赤）」に到達し、市内の河川が氾濫するおそれがあるとき 【その他河川の周辺】 ○時間雨量30mm、時間雨量20mmかつ連続雨量50mm又は時間雨量10mmかつ連続雨量150mmを超えるとき
	共通	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の河川堤防の軽微な漏水、侵食等が発見されたとき ○高齢者等避難が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想されるとき

(注) 「共通」は、洪水浸水想定区域、浸水実績箇所に共通することを示す。

〈避難の指示等の発令権者及び要件〉

実施者	種類	要件	根拠法令
市長	高齢者等 避難	警報等の伝達に当たり、要配慮者の円滑な避難が図られるよう必要な情報を提供するとき	災害対策基本法 第56条
市長	災害全般 (避難のための 立退き、緊急安 全確保等)	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があるときに避難指示を、緊急を要するときに緊急安全確保の指示を行う。	災害対策基本法 第60条
知事	災害全般 (避難のための 立退き、緊急安 全確保等)	市町村が事務の全部又は大部分を行うことができなくなったとき	災害対策基本法 第60条
警察官	災害全般 (避難等の措置、 立入り)	市町村長が避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市町村長から要求があつたときで、特に急を要する場合	災害対策基本法 第61条 警察官職務執行法第 4条、第6条1、3
自衛官	災害全般 (避難等の措置、 立入り)	災害派遣、地震防災派遣等を命じられた部隊の自衛官で、警察官がその現場にいないとき(特に急を要する場合)	自衛隊法 第94条

実施者	種類	要件	根拠法令
知事、その命を受けた職員	地すべり <u>(立退きの指示)</u>	地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるとき	地すべり等防止法 第25条
知事、その命を受けた職員又は水防管理者	洪水 <u>(立退きの指示)</u>	洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき	水防法 第29条

4 避難指示等の内容

震災編・第3章・第7節・第2・3 「避難指示等の内容」に準ずる。(震災-3-69参照)

5 避難指示等の伝達等

震災編・第3章・第7節・第2・4 「避難指示等の伝達等」に準ずる。(震災-3-69参照)

6 警戒区域の設定

震災編・第3章・第7節・第2・5 「警戒区域の設定」に準ずる。(震災-3-69～70参照)

第3 避難の誘導

震災編・第3章・第7節・第3 「避難の誘導」に準ずる。(震災-3-70～72参照)

第4 避難所の開設・運営及び閉鎖

震災編・第3章・第7節・第4 「避難所の開設・運営及び閉鎖」に準ずる。(震災-3-72～78参照)

第5 広域一時滞在

震災編・第3章・第7節・第5 「広域一時滞在」に準ずる。(震災-3-78～79参照)

第6 広域避難

震災編・第3章・第7節・第6 「広域避難」に準ずる。(震災-3-79～80参照)

第12節 応急医療救護

震災編・第3章・第8節「応急医療救護」に準ずる。(震災-3-81～86 参照)

第13節 要配慮者等の安全確保対策

震災編・第3章・第9節「要配慮者等の安全確保対策」に準ずる。(震災-3-87～89 参照)

第14節 緊急輸送対策

震災編・第3章・第10節「緊急輸送対策」に準ずる。(震災-3-90～93 参照)

第15節 ライフライン施設の応急対策

項目	担当部	関係機関
第1 水道施設	上下水道部	県企業局、他水道事業体
第2 下水道施設	上下水道部	県
第3 電力施設	本部事務局、企画部	東京電力パワーグリッド(株)
第4 都市ガス等施設	本部事務局、企画部	東京ガス(株)、東京ガスネットワーク(株)、大 多喜ガス(株)、日本瓦斯(株)
第5 通信施設等	本部事務局、企画部	東日本電信電話(株)、(株)N T T ドコモ、K D D I(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株) 日本郵政(株)、各放送機関

第1 水道施設 【上下水道部】

1 応急活動体制

(1) 応急活動体制

上下水道部長は、災害発生時及び災害発生のおそれがある場合には、上下水道部内に応急活動体制を指令し、本部と密接な連絡を保ちながら応急活動に対処する。

(2) 情報連絡体制

発災時には、有線による通信連絡が不可能になることが予想される。そのためデジタルM C A無線等を活用して、応急連絡体制の確立を図る。

(3) 動員体制

発災時における応急給水及び応急復旧に従事する必要人員の確保を図るため、次のとおり動員体制を確立する。

ア 全職員は、周囲の状況から判断し、水道施設に多大の被害が発生した可能性がある場合、若しくは発生するおそれのある場合は、自主的に参集する。

イ 交通機関が途絶した場合、職員は、徒步、自転車、バイク等により可能な限り現所属又は最寄りの上下水道部の事業所に参集する。

ウ 職員の指揮命令

- ① 最寄りの上下水道部の事業所に参集した職員は、当該事業所長の指揮命令を受ける。
- ② 災害初期において、事業所長が不在の場合の指揮命令は、参集した職員のうち管理職又は上席の職員がこれに当たる。
- ③ 事業所の参集職員に不均衡が生じたときは、上下水道部長の指示に基づき、別に定める方法により職員を移動させる。

(4) 応援体制

上下水道部の職員及び保有資機材等で対応が困難な場合は、県企業局、他の水道事業体及び管工事協同組合等に協力を要請し、発災時の応援確保に努める。

2 応急復旧体制

(1) 基本方針

- ア 応急復旧は、原則として上下水道部職員の監督の下で施工業者によって行う。
- イ 水源施設・浄水場施設等の基幹施設の復旧を最優先で行い、逐次末端施設の復旧を行う。
- ウ 配水管路及び給水装置の復旧順位は、送水管と配水管を最優先し、次に配水小管を行う。このとき適切な情報把握と実情に即した判断の下に配水調整を行い、断水区域を限定した上で応急復旧を実施する。
- エ 本復旧が困難なときは、仮復旧を実施し、飲料水の早期供給に努める。
- オ 応急復旧作業は昼夜兼行で行い、災害発生の日から7日以内若しくは避難所開設期間内に完了させる。

(2) 復旧活動のあらまし

- ア 把握した被害状況を踏まえて、所要資機材、復旧工程等を策定した復旧計画を確立する。
- イ 復旧計画に基づいて、復旧資材の手配等の出動準備を行う。
- ウ 上下水道部は、施工業者に出動要請を行う。ただし、宅地内給水装置の応急復旧は、原則として給水装置の所有者等から修繕依頼があったものについて、管工事協同組合等の協力により行う。
- エ 応急復旧は、次により行うほか、別に定める復旧要領に基づいて行う。

- ① 応急復旧は本復旧（原形復旧）を原則とし、これが困難なときは、施工容易な資材等をもって仮配管等による仮復旧とする。
- ② 施工に当たっては、作業の難易、能力及び復旧資材の有無等を勘案し、最も早期に復旧可能な方法を選定する。
- ③ 施設の機能に重大な影響を及ぼす被害の復旧を優先して行い、通水に支障のない漏水等の軽微な被害は二次的に扱う。
- ④ 応急復旧完了後、直ちに充水又は試運転を行い、洗浄及び消毒を行って速やかに通水する。
- ⑤ 仮復旧による応急復旧完了後は、施工可能な区域から原形復旧を実施する。

(3) その他留意事項

ア 風水害時

- ① 配電線等に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所等）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。
- ② 配水管の被害については、付近の制水弁を閉鎖して断水区域を極力小範囲とし、応急復旧を行う。応急復旧に伴う資機材については、上下水道部及び管工事協同組合等の保有資機材で対処する。

イ 落雷時

- 落雷により浄水場等の配電線及び電気機器に被害が生じたときは、自家用発電機を運転し、電力会社（営業所）へ施設の復旧を依頼するとともに、他系統水源による給水の確保を行う。

3 災害時の広報

発災後の広域的な広報は、本部を通じ、企画部（情報配信・記録班）に実施を要請する。広報の時期については、災害発生直後及び応急対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第2 下水道施設 【上下水道部】

1 管渠の応急措置

- (1) 下水管渠の被害に対しては、応急的に汚水、雨水の疎通に支障のないように移動式ポンプを配置して排水に努めるとともに、迅速に管渠の応急復旧措置を講ずる。
- (2) 幹線の被害は、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので原則として応急復旧を行い、本復旧の方針を立てる。
- (3) 枝線の被害については直接本復旧を行う。
- (4) 多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下が阻害されないようマンホール、雨水枠等で流入防止等の応急措置を行い、排水の円滑を図る。
- (5) 工事施工中の箇所においては、工事請負人に対して、被害を最小限に留めるよう指導するとともに、状況に応じて、現場要員、資機材の補給を行わせるものとする。

2 汚水中継ポンプ場等の応急措置

- (1) 汚水中継ポンプ場等が停電した場合は、直ちに自家発電装置に切り替え、下水処理・下水排除に万全を期する。
- (2) 下水道施設に浸水をきたした場合には、土のう等で浸水を阻止し、破損箇所の応急修理を行い、下水処理・下水排除に万全を期する。

3 資機材、車両及び人員の確保

- (1) 職員の動員・配備は、本章・第3節・第1「職員の動員・配備」(風水害-3-16～19参照)による。
- (2) 下水道施設の応急復旧に当たっては、関係業者の協力を得て行う。
- (3) 応急復旧は、市が備蓄する資機材及び車両により行う。災害の規模により多くの資機材若しくは車両を必要とする場合は、指定工事店等所有の資機材等の緊急調達を行う。
なお、不足する場合の資機材等の調達は、県に備蓄品の提供若しくは関係業者等からの調達協力を要請する。

4 災害時の広報

下水道施設の被害状況及び復旧の状況等の市民への広報は、本部を通じ、企画部（情報配信・記録班）に実施を要請する。

また、広報の時期については、災害発生直後及び応急復旧対策の進捗状況に合わせてその都度決定する。

第3 電力施設

東京電力パワーグリッド(株)は、防災業務計画に基づき、電力施設を防護し、被災地の電力需要を考慮して電力供給を継続する。

市は、東京電力パワーグリッド(株)と連携して次の対策を推進する。

(1) 災害応急対策の協力

- ア 電力施設の被害や停電の状況、復旧に影響する倒木や道路被害状況等の収集、提供
- イ 被害状況、復旧状況の住民への広報
- ウ 応急対策のための、市町村施設や資機材等の提供
- エ 復旧に必要な道路の復旧及び道路障害物の除去を一体的に進めるための道路管理者との調整

(2) 優先復旧等

- ア 応急工事に当たっては、原則的に人命に係る箇所（病院、福祉施設等）、復旧対策の中核となる官公庁（署）、避難所等の重要施設を優先するなど災害状況、各設備の被害状況、各施設の被害復旧の難易度を勘案して、供給上、復旧効用の最も大きいものから行う。
また、重要施設への電源車の派遣を行う。
- イ 災害の拡大に対する円滑な防災活動のため、消防や警察等から要請があった場合は、送電停止等の危険予防措置を講ずる。

その他は、震災編・第3章・第11節・第3「電力施設」に準ずる。（震災-3-95～96 参照）

第4 都市ガス等施設

震災編・第3章・第11節・第4「都市ガス等施設」に準ずる。（震災-3-96～97 参照）

第5 通信施設等

震災編・第3章・第11節・第5「通信施設等」に準ずる。（震災-3-97～99 参照）

第16節 生活救援対策

震災編・第3章・第12節「生活救援対策」に準ずる。(震災-3-100～109 参照)

第17節 清掃・防疫・保健等

震災編・第3章・第13節「清掃・防疫・保健等」に準ずる。(震災-3-110～118 参照)

第18節 応急住宅等対策

第1 被災宅地応急危険度判定の実施等

震災編・第3章・第14節・第2「被災宅地応急危険度判定の実施等」に準ずる。(震災-3-120 参照)

第2 被災住宅の補修

震災編・第3章・第14節・第4「被災住宅の補修」に準ずる。(震災-3-120～122 参照)

第3 応急仮設住宅の供与等

震災編・第3章・第14節・第5「応急仮設住宅の供与等」に準ずる。(震災-3-122～124 参照)

第19節 応急教育等

震災編・第3章・第15節「応急教育等」に準ずる。(震災-3-125～128 参照)

第20節 公共施設等の応急対策

項目	担当部	関係機関
第1 公共土木施設	都市整備部 上下水道部	千葉国道事務所、千葉土木事務所、八千代警察署、水資源機構、八千代市建設連合会
第2 鉄道施設	本部事務局、企画部	京成電鉄(株)、東葉高速鉄道(株)
第3 市の施設及びその他の社会公共施設	各部	県、各防災関係機関、施設管理者等

第1 公共土木施設

震災編・第3章・第16節・第1「公共土木施設」に準ずる。(震災-3-129～131 参照)

第2 鉄道施設 【本部事務局 企画部】

1 京成電鉄(株)

(1) 駅舎及び駅構内等

災害発生の場合は、災害対策規則及び各部災害対策内規に基づき、災害の復旧及び救護に当たる。

(2) 列車運行中

列車火災が発生した場合は、直ちに急停止の処置を講ずるとともに電源を遮断し、旅客の安全を図り速やかに消火に努め、必要に応じその車両を開放する等の処置を講ずる。

運転手及び車掌は相互に連絡し、速やかに運輸指令に対しその状況を通報するとともに、必要に応じ駅からの救援を要請する。旅客の救急救護等被害甚大なときは、災害対策規則に基づき「対策本部」及び「現地対策本部」を設けて、災害の復旧及び救護に当たる。

2 東葉高速鉄道(株)

(1) 駅舎及び駅構内等

災害が発生したときは、対策本部、現地対策本部を設置し、災害復旧を行う。

(2) 列車運行中

災害が発生したときは、運転取扱心得の趣旨に基づいて最も安全な措置をとり、人命の損傷が最小となるよう努める。また、旅客の不安除去のための混乱防止を図り、安全確保を第一とした状況に応じた旅客の避難誘導を行う。

3 旅客の避難誘導

(1) 駅における避難誘導

ア 駅長は、駅員を指揮して旅客を施設内の安全な場所へ混乱の生じないよう誘導し保護する。

イ 旅客を安全な場所に保護した後、災害に関する情報等を旅客に伝達し秩序維持に努める。

ウ 市から一時滞在施設等の開設の連絡があった場合は、市や警察等関係機関と連携して帰宅困

難な旅客等を一時滞在施設等に誘導する。

(2) 乗務員が行う旅客の避難誘導

- ア 列車が駅に停車している場合は、駅長の指示による。
- イ 列車が駅間の途中に停止した場合は、原則として旅客は降車させない。ただし、火災その他によりやむを得ず旅客を降車させる場合は次による。
 - ① 周囲の状況を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - ② 特に高齢者、障害者等に配慮し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - ③ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等で周知し、事故の防止を図る。

4 事故発生時の救護活動

災害により旅客等が負傷した場合、駅員・乗務員が次のとおり救出・救護活動に当たる。

- ア 負傷者の救出・救護は、旅客（医師・看護師等）の協力を求める。
- イ 救急車の依頼等、医師の手当を受ける手配をする。
- ウ 多数の負傷者が発生した場合は、安全な場所に臨時救護所の設置を考慮する。

5 災害時の広報活動

本章・第5節「災害時の広報」に準ずる。（風水害-3-20 参照）

第3 市の施設及びその他の社会公共施設 【各部】

1 発災時等の初動措置に関する基本指針

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 各施設管理者は、気象情報、河川情報、土砂崩れ、浸水等災害危険に関する情報の把握、周知徹底に努める。また、危険を察知した場合は、自らの判断で利用者・入所者及び職員等の避難、施設・設備の浸水防止対策、臨時休業など必要な措置をとる。 (2) 市は、施設管理者等が避難その他防災上の措置の要否を適切に判断できるよう、災害危険に関する情報を漏れなく連絡する。なお、注意を要する時期においては、「高齢者等避難」「避難指示」「緊急安全確保」などを、段階的に施設管理者等に連絡し、情報不足や連絡不十分による逃げ遅れ等がないよう努める。 (3) 施設を避難所とする必要がある場合は、施設管理者等にその旨を通報し、初期における被災者の受入れ等の協力を要請する。 |
|--|

2 施設利用者・入所者の安全確保

震災編・第3章・第16節・第3・2 「施設利用者・入所者の安全確保」に準ずる。（震災-3-133 参照）

3 施設建物の保全

(1) 応急措置

施設建物の保全については、防災活動の拠点となるものについて、重点的に実施するものとし、おおむね次のとおり行う。

ア 浸水防止措置

浸水危険のある場合は、土のう等で応急的な措置を講ずるとともに、本部又は消防本部・署に通報し、職員の出動を要請する。

イ 延焼防止措置

万一火災が発生したときは、直ちに消防本部に通報するとともに、消火設備、消火器等を用いて初期消火を行い、火災の拡大防止に努める。

(2) その他の留意事項

ア 火気使用設備器具及び消火器具等の点検検査を行う。

特に避難所となつた施設は、火災予防について、充分な措置をとる。

イ ガラス類等の危険物の処理を行う。

ウ 危険箇所への立ち入り禁止の表示を行う。

エ 社会福祉施設については、高齢者、障害者その他の要配慮者のための福祉避難所となることを想定し、必要な体制を準備する。

第21節 自衛隊災害派遣要請等の要求

震災編・第3章・第17節「自衛隊災害派遣要請等の要求」に準ずる。(震災-3-135～138 参照)

第22節 ボランティア協力計画

震災編・第3章・第18節「ボランティア協力計画」に準ずる。(震災-3-139～141 参照)

第23節 災害救助法の適用

震災編・第3章・第19節「災害救助法の適用」に準ずる。(震災-3-142～143 参照)

第24節 帰宅困難者等対策

震災編・第3章・第20節「帰宅困難者等対策」に準ずる。(震災-3-144～145 参照)

第4章 災害復旧計画

第1節 市民生活安定のための緊急措置

第2節 市の復旧・復興のための措置

第1節 市民生活安定のための緊急措置

震災編・第4章・第1節「市民生活安定のための緊急措置」に準ずる。(震災-4-1～5 参照)

第2節 市の復旧・復興のための措置

震災編・第4章・第2節「市の復旧・復興のための措置」に準ずる。(震災-4-6～11 参照)

